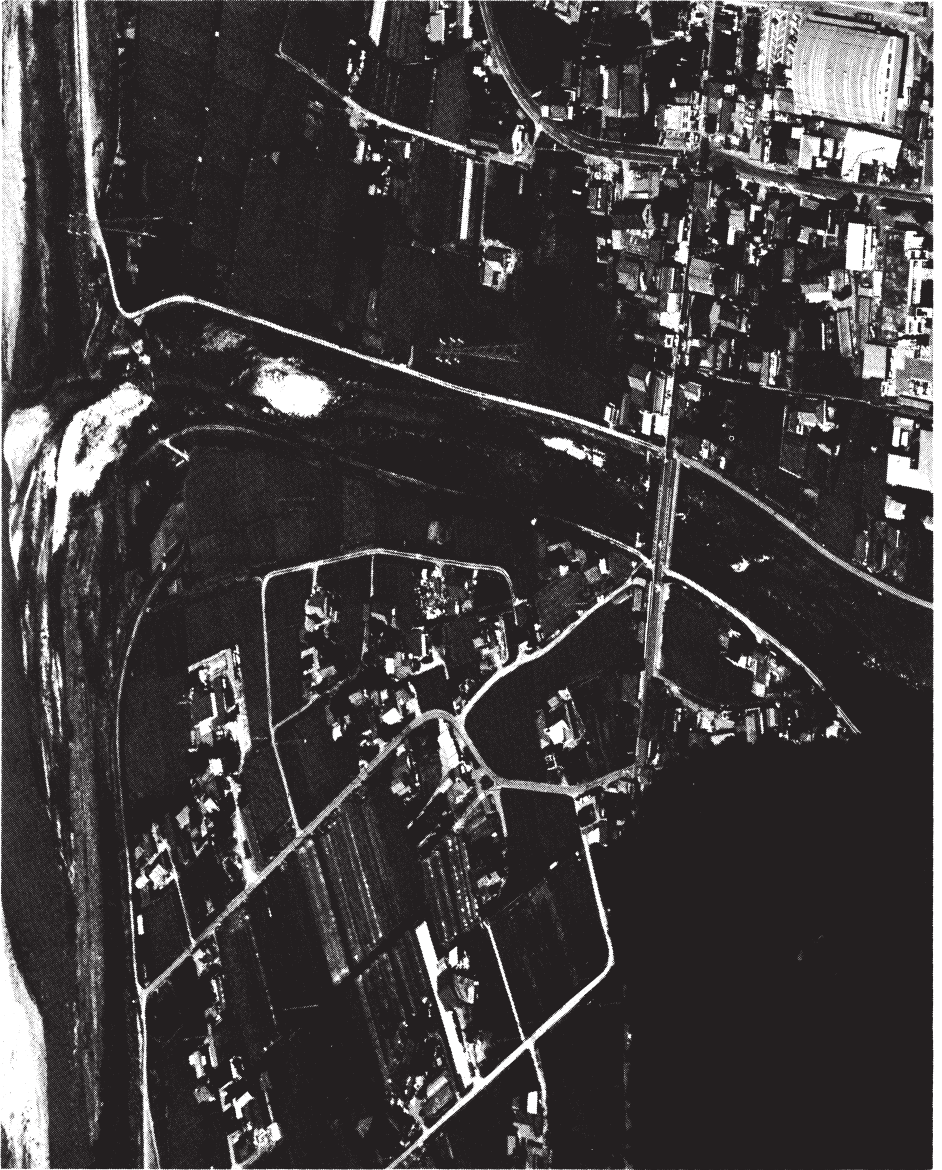


伊豆地先に於ける天竜川の変遷

松澤武



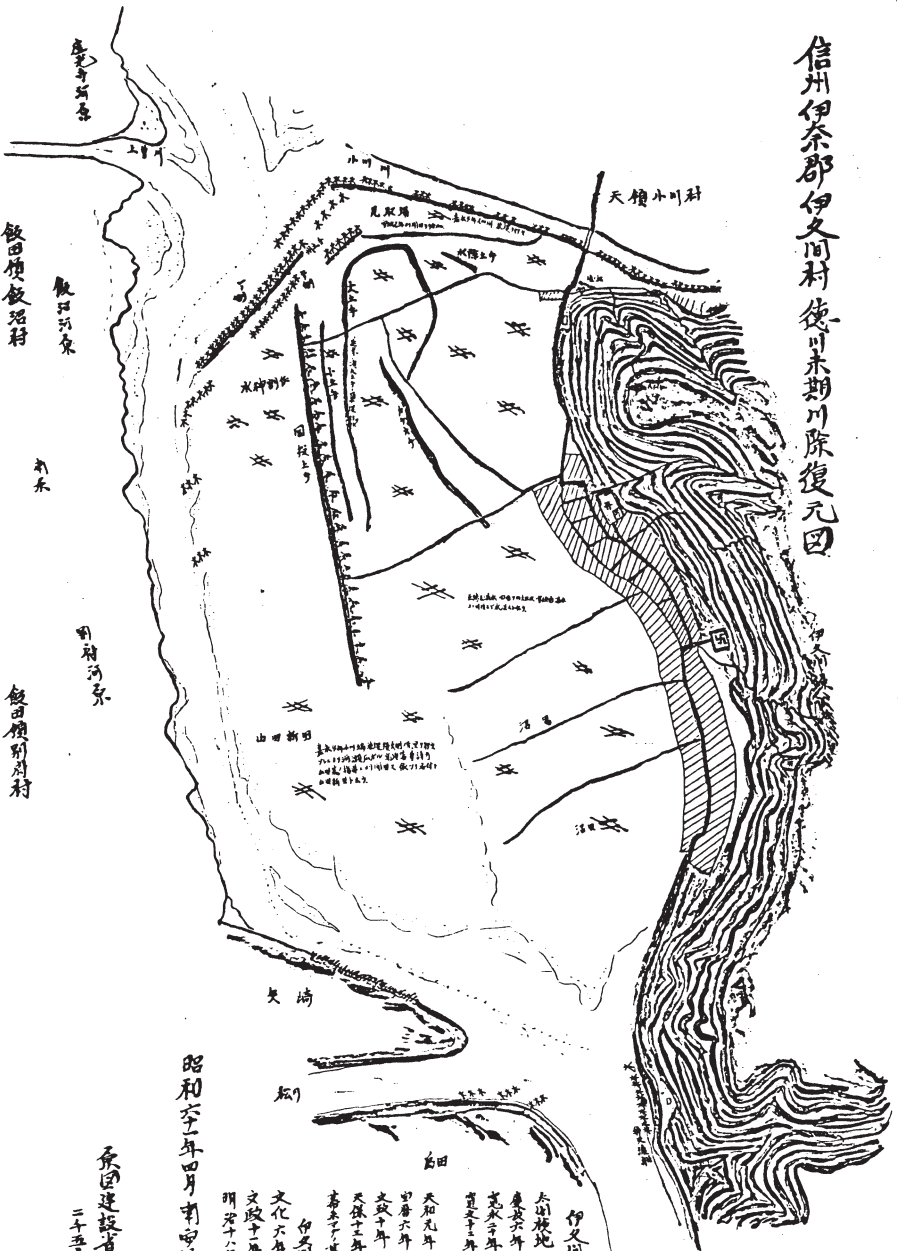
天竜川と小川川の合流点

喬木村役場提供

目次

一、はじめに	1	
二、伊久間と天竜川	1	
1. 伊久間と天竜川	1	
2. 伊久間村石高の変遷	4	
三、高須藩政時の主な施策	7	
1. 高須藩の成立	8	
2. 尾張藩の援助	9	
3. 高須藩の治水対策	10	
4. 竹佐代官所における治水対策	12	
四、伊久間村の川除普請	19	
1. 伊久間大芻の始まり	19	
2. 正徳の未満水	21	
3. 弁天川境論	21	
4. 延享の川除と大土手の築造	23	
5. 寛延の築堤	24	
。主な参考資料	37	
。年表	38	
五、明治の流失と本格的な築堤	34	
六、おわりに	35	
12. 幕末から明治へ	33	
11. 伊久間前天竜川敷内の開田	32	
10. 嘉永の築堤と大芻の完成	30	
9. 国役土手の流失と再国役普請	30	
8. 文化の大洪水と国役普請	29	
7. 御位牌堂（無量庵）	28	
6. 宝暦の川除と借金によるやりくり	25	

信州伊奈郡伊又間村後川末期川除復元田



飯田領飯沼村

飯田領新野村

昭和五年四月新野郡伊又間村新野村

松澤武 保製

承田建設省大蔵省土木工務部所
二十五百一六号川上清田三

伊又間村石高

- 天國地 中四百九石二升二升四合四勺
 - 慶長六年 四百八十九石二升四合四勺
 - 寬永十年 四百八十八石六升五合三勺
 - 寶永十年 四百八十七石五升八合
 - 新田 四百八十七石二升
 - 天和九年 五百零五石九升二升五合
 - 明和六年 五百零七石九升一合
 - 文政十年 五百零七石九升一合
 - 天保十年 四百八十七石五升六合
 - 嘉永十一年 四百八十七石九升一合
- 伊又間村田段簿
- 文化六年(一八二九)四月廿六日渡
- 文政十年(一八二八)故 松澤武 伊又間村
- 明治十八年(一八八五) 松澤武 伊又間村

伊久間地先に於ける

天竜川の変遷

一 はじめに

このたび伊久間村と天竜川とのかかわりあいを中心に、その二つがどのように変っていったかを、お話しする機会を与えられました。

昔から伊久間という所は、北は小川川、西は天竜川にはさまれた地形になっておりますので、小さな村の割合に、川沿いの距離は誠に長いのです。そして放っておけば、川は自然に低い方に流れますから、そうなりますと天竜川のために、伊久間の水田の半分は消えてなくなってしまうです。ですから一生懸命になって天竜川の流れを押し出して自分達の耕地を作り、守ること以外どうしようもない。これが昔からここに住む者の宿命であったのです。

時には独力で、時には支配者の力により、又借金に苦しめられて川と闘ってきたのです。川と共に泣き、川と共に喜び、川と共に生きてきた、そんな村人の働きと、天竜川のうつり変りをお話ししたいと考えております。

二 伊久間と天竜川

1 伊久間と天竜川

伊久間地先の天竜川の地形には大きな特徴があります。まず地図を見て貰うとよくわかりますが、飯田松川尻にある別府矢崎の岩盤が、天竜川の正面に立ちふさがるように突出しております。そのため天竜川は真直ぐに下流に向うことができず、遮られた流れは東に向い、伊久間尻の山下に激しく衝突することになります。しかも、これに松川の流れが加わりますから、大洪水時等におけるその勢は大変なものになります。幸いかけおち部分が大きな岩盤になっていたため、どうやら崩れ落るのを防いでいたということができると思います。

ここから勿返った流れは、今度は松尾の島田へ向いて行くわけで、元文年間（七三六―七四二）の弁天川境論の原因もこの流れのために島田川除が大欠壊をして、本流が島田田圃へ移動したことにあったわけです。伊久間前の天竜川は古い時代には広い河原の中を自由に蛇行していたことでしょう。

伊久間という地名が天竜川と大きなかわりがあるということは、伊那史学会の「伊那」の昭和五十九年十一月に「伊久間地名考」として私見を出しておきましたので、くわしいことはそれを見てほしいと思います。ここでは伊久間という地名の語源について、要点だけお話しします。

伊久間中心部の最も低い段丘上に、井上塚という小型な古墳があります。出土品等よりして、これは古墳時代後期に伊久間を拓いた当時の族長の墓と考えられています。この古墳が築かれた頃までに、伊久間という地名ができたのではないだろうか、又我国の古い地名は凡そ地形・開拓の由来・産物等が中心になっていることは、既に知られているところです。このことから私は、当時の古い言葉から生れたものと考えたわけです。

「イ」はこれは伊久間の最初の頭文字です。これは「イグル」「イゲレル」に現わされるように、曲りくねっている川に掘られ削られ、「エグラレ」ているという意味に解してよいし、そしてその堆積土による河原がそこにある意味になってきます。伊久間の地形をよく見ると、これはすぐに納得がゆくと思います。上手の山崎の所が大きく出張っていて、それから一番下手の弁天の所まで、伊久間の中心部は完全に天竜川により削りとられております。これは

井上塚が築かれた当時よりこの姿であったことを示しています。

「クマ」は伊久間の語源を考える時、「クマ」と一語に考えるべきか、「ク」「マ」とわけて考えるべきかについては問題があります。「クマ」というのは古くから「稲」の稲作のできるどころ」等の意味をもっております。これを伊久間にあてはめて見ますと、天竜川の氾濫原は「稲がよくとれる所」ということになりました。

「ク」と「マ」をわけて考えて見ますと、「ク」は川の意味をもっているときれています。「マ」は川の沿岸における台地、及びそこにある畑の意味をもっているといわれております。以上のことから、これをまとめて見ますと、

伊久間は、「この土地は、天竜川によって大きくエグリ取られた地形をしており、天竜川の河原は広い氾濫原となっていて、そこではよく稲が穫れ、上の台地には広い畑がある」ということとなります。したがって古くは天竜川は広い河原を自由に流れ、時には山側まで接してその裾を削ったこともあったのでしよう。古代人達は天竜川が伊久間側をできるだけそれて流れてくれることを願いながら、原始的な稲作に励んだことと思われれます。この願はそれからずうっと長い年月を経て、現在にまで通じてきていること

に深い因縁を感じないわけにはゆきません。

伊久間の水田地帯は、北部は小川川の氾濫原により耕地が形づくられており、他の大部分は天竜川により形成されています。したがって天竜川によって形づくられた耕地の大部分は、その流れが変れば流失する可能性をもっていることとなります。そのため、古くより天竜川の流れと闘うことにより耕地を作り、又守ってきたわけです。

伊久間の地形をよく見ると、天竜川の本流の方向は自然に任せると伊久間側に寄ってきて、斜めに水田地帯の中を通り、最短距離を弁天に向って下って行くようになっていきます。たゞそれを救ってくれるのは、小川川の流れが天竜川を西に押しやってくれるということです。しかし天竜川の洪水の時に小川川も又洪水量が多ければ役に立ちますが、もし東山の雨量が少く、小川川の水量が少なければ、天竜川の本流は伊久間側に寄ってくるわけです。その小川川の効果を高めるため、昔から小川川の河口をできるだけ天竜川の上流に向けて、川除を作っていたのでしょう。このように古くから小川川が氾濫して伊久間側に流れ込み、その堆積土砂によって北部の耕地が形づくられました。それでは現在の堆積土耕地はいつ頃より形づくられたのか、それはよくわかっておりません。しかし、小川端遺跡といって

古代遺跡がその中にあることがわかっておりますから、古代より長い間に形づくられたことはたしかです。

徳川時代に入っても、度々小川川の川除が洪水のために欠壊して、濁流と大量の土砂が流れ込んでいますから、長い期間にだんだんと堆積したものを考えてよいと思います。それも西端は天竜川による欠け落ちになっています。これは古くは天竜川の本流がここを流れていたことがわかりますし、川除がつくられるようになってからも、大洪水の時上流部で川除が欠壊した際は、本流がここまで入り込んできたことを示しております。

宝暦七年（一七五七）五月の大洪水には、伊久間村の水田の七割が流失したと記録が伝えています。その時は前にお話しした小川川の堆積土でできた耕地分は土砂に埋まり、他は天竜川の洪水の中に没してしまったのでしょう。村中の低段丘ぎわに「舟つなぎ」の地名があり、そのような時には、舟がそこまで入り込んだことがわかります。わかり易く云えば伊久間の耕地は天竜川の流れに任せれば、少くともその半分はなくなってしまいう地形だと云うことになります。

したがって、今でこそ水田地帯の中に住居が散在しており、その上飯田市街地に近いところから、住宅団地まで造

成されておりませんが、古くは恐ろしくて、とてもそんな場所には住めなかったのです。明治以前には、東山際の低段丘上に、道路に沿って住居がありました。水田地帯に家が建ち始めるのは、明治三十五年、現在の伊久間提防が完成してからだと云われています。当時の伊久間村農民はどのようにして天竜川の流れを西に追うか、それには小川川の流れをどのように利用したらよいかを考えて、川除普請をしました。徳川期の川除普請は、そのことに終始していたと云ってもよいと思います。

2 伊久間村石高の変遷

常に天竜川の洪水に悩まされ、それと闘うことにより生活の安定があるという宿命づけをされていた伊久間村の村高はどのようなものであったのでしょうか。この石高のうつり変りを見ますと、伊久間村と天竜川とのかかわりあいを知ることができます。伊久間村石高調一覽（註一）についてその概要を説明することにします。

○太閤検地以前は貫文制がとられておりましたし、又伊久間村としても検地以前の総村高の確かなところはわかっておりません。太閤検地で村高がはっきりしたわけですから、それによると四百八十九石三斗余ということになっており

ます。他の資料（喬木村誌伊久間村の項）では四百八十八石六斗余であったとしています。この頃になりますと、十分ながら小川川や天竜川に川除を築いて、開墾も進んできたと推定されます。しかし当時天竜川除がどの辺りに作られたのかははっきりしておりません。

○飯田城主の毛利秀頼が軍勢約千人をひきいて天正十九年（一五九一）朝鮮の役に出陣しましたが、文禄元年（一五九二）帰陣後病死してしまいました。その後は京極高知に引継がれました。このような情勢下で伊那での太閤検地は行われたのです。彼は慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の合戦で大功をたて、その功によって飯田から丹後宮津十二万三千石に出世して移って行きました。

○京極氏の後は小笠原秀政が慶長六年（一六〇一）飯田城主となつて入封し、伊久間村もその領下に組入れられました。その時の村高は太閤検地の時と同じでした。それから約八年後の慶長十四年（一六〇九）に検地が行われました。それについては、現在畑地分は二百五十石余としてわかっていますが、水田分は記録が欠けておりますので、総村高は不明です。伊那郷村鑑では小笠原時代の石高は四百八十八石六斗余と記されておりますから、およそでは太閤検地の時と変つてはいなかったでしょう。小笠原氏の時代は家臣

の地方知行地になっていたこともあり、その期間も短かったということ、川除を整備して新田開発をする間もなかったものと思われれます。

○慶長十八年(一六三三)小笠原氏は松本に移封となり、その後は約四年ばかり家康の蔵入地となりました。この間の村高はよくわかっておりませんが、おそらくは小笠原氏の時と同じではなかったかと思われれます。

○元和三年(一六二七)に脇坂安元が飯田城主となって入封してきました。伊久間村も以来脇坂領となりましたが、その時の村高は四百二十六石余で、小笠原氏の時より約六十三石の大巾減となっています。しかしこの理由はよくわかっておりません。考えられることは慶長十九年八月に大水があったようですから、それ等の災害を受けて減高になったのかも知れません。この小さな村で約六十三石減ということは、当時としては簡単には考えられないことですから、何かそこに大きな理由があったのでしょう。

寛永時代に入つての検地では、矢張り元和三年の入封時の石高と変わっておりません。しかし寛永末の二十年々貢帖によりますと、小笠原時代の四百八十八石六斗余にもどります。これから見ると今までの減高は、矢張り水災にその原因があったのではないかと思われれます。飯田市下久堅

平澤文書に「伊久間村川除こきえに笹束十五束を出すように」という寛永十三年(一六三六)のものがあり、川除が行われていることを示しています。脇坂氏の時代も伊久間村は家臣の地方知行地でありましたから、その頃は小規模な川除普請をした程度のようにです。そんなことから寛永二十年になって、やっと以前の石高に復したとでも考えてよいのではないのでしょうか。

寛永二十年(一六四三)から二年後の正保二年(一六四五)になりますと、又入封時と同じ四百二十六石余に減高となりました。これも水災が原因になっていると考えられます。脇坂氏は正保二年に下川路村で有名な大堰工事を、又翌三年には二番堰の築造を藩工事として行いました。この工事により旧川筋は開田されて約三百石の増高になったと云います。そのため村人は後々まで「脇坂様の御普請で三百石増えた」と贅えたと伝えられています。

しかし現在、この時期の伊久間村川除・新田開発についての資料が残されていないため、こまかいことはよくわかりませんが、正保二年より幡州竜野へ国替えになるまでの約二十七年間のうちに、伊久間村の新田開発に力を入れたのではないかと思われれます。それは天領になった寛文十二年(一六七二)の年貢割付状に約百石余の新田分が顔を出して

きます。これから見ると新田開発に熱心であった脇坂氏が、伊久間村までその新田開発の手を伸していたことがわかります。

○寛文十二年脇坂氏が幡州竜野へ移封になった後は、天領（飯島代官所支配）となります。この第一年目の年貢割付状を見ますと、今までの村高に新しく新田分として百四石余が付けられています。これを見ますと、脇坂氏の末期になって伊久間村でも新田開発が行われ、天領になってそれが新田分として村高に加えられたことがわかります。天領時代の年貢割付状は毎年分がおよそ残っておりませんが、石高は変わっておりません。天領最後の年である延宝八年（一六八〇）も矢張り同じでした。

天領時代の約八年の間に、延宝四年と八年と二回洪水がありました。特別の大洪水ではなかったことと、川除普請により大きな被害はなかったのでしょうか。そのためこの間の村高に変化が出なかったと思われます。当時の飯島代官所支配地の川除施工の方法を見ますと、大切なところは年々定式普請を行いますが、人足は村役人足、冥加人足といつてその村の人足が中心でした。工費は若干は下付しますが、大半はその領民の負担でした。そしてこのやり方は正徳年間（一七二一―一七二六）まで続いたのです。天領地で

の工費支弁の法が一応確立したのは、正徳五年（一七二五）の未^も満水の復旧工事からで、本格的に改められたのは享保十四年大草甚之助が代官になってからと云われています。したがって伊久間村に対しては大半が村負担の川除が実施されたのです。

○天和元年（一六八二）尾張大納言光友の二男松平撰津守義行が伊那・高井・水内で三万石を賜わり、下伊那では山本竹佐村に陣屋を構え、四十六ヶ村を支配することになりました。伊久間村もその時に竹佐代官所支配になりましたが、その時の村高は天領時代の延宝八年に比べ約百石増の五百七十五石九斗余になっています。これは天領時代の本高と新田分を合せたものなのです。したがって松平領になってからは新田分はなくなりました。翌年の天和二年では少々減少しておりますがおよそでは同高です。

しかし元禄の検地帖では約五十石減になっています。水災の多い伊久間村のことですから、水害以外の原因は今のところ考えられません。それから享保十二年（一七三〇）・宝暦六年（一七五五）・寛政五年（一七九三）・文政十年（一八二七）と見ますと、宝暦六年に少し増高していますが、他はどの時もおよそ五百七十五石九斗二升一合で変化はありません。この間に正徳の未満水、村方七分流失の被害を受けた宝暦七

年（七毛）五月の出水、文化五年（二〇六）の大洪水、国役土手の流失を招いた文政十一年（二二八）の子の満水みづがありました。伊久間村もその時々、他の村々と同じように大被害を受けております。又天明の大飢饉もありました。そのような時期は一時的に村高は減少したと思いますが、この間の基本的な村高は変わっていなかったことを示しています。

天保十三年（二六四）の村高は大巾に減少して、四百八十八石七斗余になっています。これは天保の大飢饉によるものでしょう。それでもこの十三年という年は、どうやら作物の稔りも平常にもどってきた時です。したがって約百石減にとどまっているのです。伊久間村ばかりでなく竹佐領下四十六ヶ村の農民がや々と息をつき始めた時期に当ります。藩も飢饉の影響を受けてやりくりが大変だったのです。よ。そのため竹佐代官所全支配地に、村高一石に付一両、合計で約一万五千両に及ぶ高役金が課せられたのです。飢饉明けの村々としては、おいそれとこれに応ずることはとてもできません。六月には村々の庄屋連名でこの件は免除してほしいと、代官所宛願書を出しました。当時は天保の大飢饉のあおりを受けて、農民も藩も、大変な時期であったと云うことができます。

これ以後、明治の廃藩までの間に、万延元年（二六〇）・

慶応元年（二六五）・同四年（二六六）七月の辰たの大洪水がありました。川東ではこれ等の大洪水のために、河野・伴野・阿島等の川除提防は欠潰流失という大被害を受けておりますが、伊久間村の川除は大刈によってこれに耐え抜いておりましたから、基本的な村高である五百七十五石九斗余は変わっていないようです。

以上が伊久間村の太閤検地以来の村高のうつり変りですが、畑地の主体は台地上の伊久間原で、ここは古くより耕されてきた所です。したがって畑地高は余り変化はありません。変化の原因は天竜川沿いの水田地で、川除をしかりして水田開発をやれば村高は増えますが、水災を受ければ大巾に減少します。それだけに支配者も又農民も川除には力を入れたわけです。

三 高須藩政時の主な施策

関ヶ原の役から天和元年（二六二）までの約八十年間に、小笠原氏・家康蔵入地・脇坂氏・天領と四回にわたって支配者が変わりました。この間の伊久間村に対して行った治水対策のおよそについては、前項の伊久間村の石高調べのところでふれました。したがってこれからは、高須藩になっ

てからの施策と川除の様子について説明したいと思えます。高須藩になるまでの八十年間の川除の様子を私としてもくわしく知りたいのですが、この間の川除に関する地元資料は残っておりませんのでよくわからないのです。

1 高須藩の成立

高須藩祖は前に一寸ふれてありますが、尾張藩二代目の大納言光友の二男松平撰津守義行よしのりです。母は三代將軍家光の長女千代姫ですが、尾張藩よりたつての願により、家光としては「天下に替え難い姫であるが、三家筆頭の尾張藩の願いなれば」として嫁がせたということは余りにも有名な話です。その長男が綱誠、二男が義行であったわけです。それだけに義行は単に尾張家の二男というばかりでなく、その出生の血統のよさということから非常に大切にされて成長した人でした。そんなことから部屋住の当時は藩から合力米や必要金子は、不足次第補われていたと云われています。

天和元年、將軍から当時幕府の直轄領であった伊那・高井・水内の三郡の内より三万石を賜って、いよいよ大名として独立したわけです。その時義行は従四位左近衛権少將兼撰津守でした。まあわかり易く云えば生れも育ちも、又位

階も申し分のない御曹子ということでしょう。定紋も母千代姫の使用していた菊輪に三葉葵を貫い、それを使用することにしました。藩翰譜を見るとよくわかりますが、高須松平家は独立して記されておりません。尾張家の中に含まれております。当時は尾張家と同一家と考えられていたのでしょう、廢藩まで実質は尾張徳川家と殆ど同じようにすごしてきています。

尾張徳川家は光友の長男綱誠が家督を継ぎました。そして綱誠・吉通・五郎太ときましたが早世してしまつたので、吉通の弟継友・宗春と家督を相続してきました。しかし八代將軍吉宗との間がうまくゆかず、宗春は蟄居させられてしまいました。

松平義行には嗣子がなく吉通の弟義孝を入れました。この人にも嗣子が恵まれず、藩祖義行の弟友著の長子を入れて三代目（義淳）としました。尾張宗春が蟄居させられた後へ、將軍吉宗の命によって松平義淳は本家に入り、中納言宗勝となりました。長子の宗睦はその嗣子として父と共に本家に入りましたから、二男の義敏が後を継ぎ松平家の四代目となったわけです。父宗勝亡き後中納言となった宗睦も世継に恵まれず、高須藩主である弟義敏の長子義柄を入れました。これが治行となったわけです。このように本家

に世継のない時は高須松平家より入ることになり、この関係はとうとう最後の尾張慶勝まで続いたわけです。そんなことから本家・分家といっても実質は殆ど同一家であったと思われる。

義行は高井・水内で一万五千石、伊那で一万五千石の計三万石でしたが、高井は今の湯田中温泉のある所、地形がせまくとても三万石に相当する住居も、城下町もつくることはできません。そのため同じ天領下でも地形的に広い上伊那片桐辺に替地をしてほしいと、強く幕府に願い出ておりました。それに対して元禄十三年になって幕府では丁度空地になっていた美濃国海津郡高須に一万五千石分を決めてきました。本家の尾張にも近く万事が便利で、それに小さいながら高須城もあり、城下町も既にできているとの理由でしょう。

これには松平家も、本家の尾張吉通も心配しました。それにはそれなりの理由があったのです。もともと高須という所は海拔はほとんど零メートルに近く、揖斐川・長良川・大博川にはさまれ、大雨・洪水がなければ「十年の穀を得ることができる」と云われる程米はとれますが、殆ど毎年のように水災があるという、いわゆる「水所」であったのです。

寛永十七年（一六四〇）に徳永寿昌が初めてここに封じられ、次の昌重と二代在城しました。この二代の間に大博川を整備したりして高須を水禍から守るために努力しましたが、成功しませんでした。次に小笠原貞信が入り、散々水禍には悩まされました。それでも高須の西方部に次々と堤防を築いて開拓に努めましたが、とても藩財政を維持してゆくことはできませんでした。それで幕府に再三国替を願い出し、とうとう二万三千石で越前勝山に国替をしてもらってゆきました。いうなれば逃げ出したわけです。それが元禄四年（一六九七）のことであったのです。

以後高須は空地になってしまい、一応幕府では直轄地としていた所であったのです。そのように努力しても立ちゆかない因縁付の高須に、義行は半知の一万五千石分をもらい入封しました。それでこれ以後を高須藩というわけです。

2 尾張藩の援助（本家の援助で藩財政が成り立つ）

「水所」の心配は適中しました。とても藩財政は成り立ちません。結局その分、本家が合力してゆくことになりました。その様子はおよそ次のようでした。

義行は独立して大名になるまでは、米も金子も必要なだけ藩の財政により補われておりました。三万石の大名にな

ったということですので、それ以後は、一石一両の計算で二万両をもらうことにしました。これは米二万石に当るわけですから、これだけでも禄高に直して見ますと約五〜六万石の大名分はあるわけです。さすが尾張藩だけのことはあると感心させられます。以後幕末までの毎年の援助額を見ますと、その時々によって多い少ないはありますが、多い年で米一万石と四千両。少ない年で米四千石と二千両となっています。又四代義敏の時に濃州領が水災や不作の時は、その都度本家より免二つ（石高一石当り二斗）の計算で補充することになり、これも幕末までの基準になりました。

このように天和元年（二六八）から約二百年近く、毎年本家の尾張藩は分家の高須藩に援助を続けたわけです。同じ三万石の大名でも田舎大名と違い交際の程度も高く、経費もかかったでしょう。例えば寛政八年（二七九）に養子に入った亀之助義居は一橋大納言治済の八男ですから、時の十一代将軍家斉の弟であるわけです。したがって、尾張藩としても万事不自由にしておくわけにもゆかず、毎年の合力米以外に部屋住のうちは毎年千両を、御勤めに出るようになればその間は二千両を、又御勤め省略中は千五百両を贈ったのです。

高須藩は本家よりこれだけの援助を受けても、財政的に

は苦しく、度々国替えを願い出したのですが、とうとう最後まで幕府は許可しませんでした。このように援助を受けた藩は他に例がないのではないかと思います。これも結局は高須藩主の数多くが、本家を相続したということによるものでしょう。

3 高須藩の治水対策

イ 高須藩の土木関係の職制

高須藩の職制を見ますと、家老以下藩の親任官に当ります。次と云いました。これはいわば藩主の親任官に当ります。次は「規式」と云います。何故このように呼ぶか、その意味は不明のようです。海津町史でもわからないと云っています。一般の士分を「諸士」と云い、士分並のことを「諸士並」と云いました。ここまでが御目見得以上であつたようです。規式以上は乗物（駕）が許されてきました。御目見得以下には「普代」があり、最下位が「無記入」となっており、これは足輕組かと思われます。これ等を一応職制と云っておりますが「格」と考えてよいかと思えます。土木関係ではまず御普請奉行があり、その下に御普請奉行並がありました。これは又堤役人とも云いました。代官はこの御普請奉行並を兼ねており、この二役は規式以上の者より

任命しました。堤役人並、これは諸士並の中より任じました。したがって代官所には御普請奉行はおらず、代官が奉行並として仕事をしていたと云うことになるかと思えます。これ以外に御普請方手代頭取、御代官手代頭取がありました。竹佐代官所では土木関係については、代官が御普請奉行並として、又代官手代頭取が御普請方手代頭取の実際の仕事をしていたと考えてよいと思います。

ロ 高須藩の手限普請（自前普請）

高須藩の手限普請の様子を見ますと、美濃の本藩では本家の尾張藩に準じ、竹佐代官所は飯島の天領代官所に基準を合せていたように見えます。

元禄十三年（一七〇〇）松平氏は高須に入封しましたが、その翌年の十四年から高須藩内の普請も、皆尾張藩が一諸にやっております。尾張藩としては何もかも手を出してやってやる、それによりはじめて成り立つことができる分家と思っていたのでしょう。しかし享保七年（一七三三）より非常の場合を除いて、高須藩が自前でやることになりました。しかし大水害等を受けた場合は本家がやったわけです。

尾張・美濃には堤銀と云う制度がありました。尾張藩の様子を見ますと、それは百姓人足を徴集するかわりに堤銀と云うのを上納させて、それを工事費に当てたわけです。

堤銀は高百石について人足二人五十日分に算えて、一人一日銀五分で領内に賦課しました。その上納金で百姓人足を使用したのです。この制度は寛永五年（一六二八）頃から始まったと云われていますから、それ以前は直接百姓人足を割り当てて徴集使用したのでしょうか。この上納規定は正保二年から^(註)元高百石について銀五十匁、^(註)概（ならし）百石について銀四十匁としましたが、次第に工事費がかさんできてこれでは間に合わなくなりました。そこで仕方なく寛文八年（一六六六）から人足一人に一日銀一匁を給することに、元高百石について銀百匁、概百石について銀八十匁としました。つまり上納額が二倍に引き上げられたわけです。この上納金の徴集日は、美濃国分は十二月十日・十一日と決められていたようです。これ以外に三日役という制度がありました。これは美濃国では一石以上の高持百姓には、年に一軒で三日ずつ人足を出させ、堤・川除・井溝の修理まで課しました。この三日役には手当は与えず使い捨てでした。終りには高持百姓でなくとも、住む家のある者

(註) 元高 検地帳記載の村高

・ならし高 村高と実際の収穫高とに相違がある時、これを是正するために一定期間の平均年貢高を伸縮する方法

には課せられるようになってきました。

高須藩では前にふれましたように、元禄十四年から享保七年までの領内普請は尾張藩でやってくれていましたから、領内で徴集した堤銀は尾張藩に渡していました。しかし享保八年からはいよいよ自前でやることになりましたから、尾張藩に渡すことは取り止めとなりました。このような状態でしたから、高須藩の美濃領の普請は、尾張藩と同じ方法によっていたわけです。

4 竹佐代官所における治水対策

高須藩伊那領一万五千石、四十六ヶ村のうちで天竜川に直接面していた村は次の七ヶ村でした。それは北から川西の上新井・古町、川東の伴野・伊久間・虎岩・知久平、最後が川西の下川路村でした。この七ヶ村の総村高は、天和二年の調べでは約四千五百七十四石三斗余になっています。これ以後各村に増高がありますから、約五千石と見てよいでしょう。これ以外の村では代官所のある竹佐村は千石余ですが、それ以外は小さな村々の集りですから、七ヶ村で全石高の三分の一を占めているということは、竹佐領としては重要な村々であったわけです。

高須藩では美濃本藩の治水対策は、本家尾張藩のやり方

に準じておりましたが、竹佐代官所支配の伊那領の治水対策は、殆ど代官に一任して任せ切りにしていたように見受けられます。それでも水難の藩であっただけに、技術的には優れていたように感じられます。長良川と天竜川では川の性格が根本的に違ってきます。どちらかという和美濃の川は水量は多いが流れはゆるやかです。これに適したやり方を少し形を変えて、激流の天竜川に施工したように見られます。ここらが飯田藩など地元藩の施策と違いが出てきた原因があったのではないのでしょうか。竹佐代官所の施策についての所感を、平澤清人先生は下久堅村誌に述べておられますので、機会がありましたら読んで参考にしたいと思えます。

高須藩と飯田藩の違いは、大きく分けると次のようだと思います。飯田藩は天竜川の激流に耐えるように大石を使い、俗に云う巨石堤防を築いてきました。そしてその堤防そのものが天竜川の流れを刎ねるようになっていたのです。市田の惣兵衛堤を見ればよくわかりますが、千両劔、千両川除等と呼ばれている通り、これを築いてからは対岸の高須領伴野の被害は、大巾に増加したと伝えられています。又座光寺の通称石川除を見ても同じことが云えます。そのためこれが築かれた後は、阿島堤防尻から伊久間川除の肩

部に、流れが激突するようになってきました。

たしかに巨石堤防は大金がかかります。それだけ築堤のテンポは遅くはなつたでしょうが、川除効果は確実なものとなるわけです。それに比べ竹佐代官所のもは、土堤・低い石垣・竹籠・聖牛・猪子等、何か飯田藩と対照的な感じがあります。国役普請でも二千両以上をかけて石堤としたのは、虎岩村だけでした。これ等についての詳しいことは、今までに数多く刊行されている、各町村誌等を参考にして頂きたいと思います。

○竹佐代官所における川除普請の種類

この代官所支配地の川除普請は、どのような方針で行われ、どんな種類があつたのでしょうか。美濃領では尾張藩に準じ、ここでは天領に準じて行われていました。

技術面では高須に移つてからは、始めのうちは美濃本藩の方法を採用したようですが、後になり効果が少ないと感じたのでしょうか。天竜川に適した石堤防に切り換えていったようです。その代表的なものが虎岩村の国役普請であり、天保十年（一八三九）には上新井村弁天岩下に、巨石積で約三十間の刎形堤を築いています。この頃になりますと天竜川に適した永久堅固な川除を築くようになってきました。又幕末になって築かれた伊久間村小川端堤防も、どちらかと

云うと激流に適するように施工されたのではないかと思えます。

イ 国役普請

これは高須藩ばかりでなくどの藩も同じことです。領主より幕府に国役普請を願い出て、それによって幕府の普請方が実地検分を行い許可されることとなります。地元では許可を受けて普請にかかりましたが、高百石について金十両を上納し他の経費は下付されることになっていました。しかしこの下付金も貰い放しではありませんでした。国役金として毎年負担したわけです。高須領では文政十一年の普請後、領内の各村はこの負担に大変苦しんだのです。又これについては後にお話することになります。高須藩領の天竜川沿いは、文化六年（一八〇九）・文政十一年（一八三〇）の二回に亘るこの国役普請を受けることによって、辛うじて整備することができたわけです。

ロ 竹佐代官所の手限普請

定式普請これは各村方より代官所に願い出たり、又代官所の巡視等によって工事の必要を認めた場合に行つたものです。代官所で工事設計を行い予算をたて、必要によっては人足や役竹を他村にまで割付をして施工しました。

臨時普請これは急破御普請とも云いました。洪水等によ

って被害を受けた場合のものが主で、大部分は応急修理の形で行われたわけです。代官所に急破修理費が残してある場合はこれより支出しましたが、そうでない時は借入金をしたたり、貢米時に差し引き精算をしたようです。代官日記等を見ますと、安政五年（一八五九）のところに「急破修理費九十八両、来年度御普請分金百両残置」とあります。九十八両はこれからの急破修理用に、百両は来年度の定式普請用に残しておくことと云うことです。

村方自普請これは小破修理のための工事が主体でした。それもその都度、代官所へ庄屋より届出て工事を行ったわけです。自普請ということですから、その必要経費は村方の負担でした。中には相当に大きな工事で自普請となったものもあつたようです。そうなりますと経費がかさんできます。中には代官所に定めがあつて、聖牛・猪子等は補助金が下付されましたが、各村方はこの自普請のために村負担が多くなり、借入金をしなくてはならなくなつてきました。元禄十三年（一七〇〇）の下川路村の代官所よりの借入金、伊久間村の代官所及び取引商人よりの借入金等の記録があります。又これの返済には大変苦労したようです。

川除普請の費用支弁は竹佐代官所支配地では原則として定式・臨時を問わず、幹川に属するものは藩費で支弁するこ

とになっていました。しかしこれも幕末に近くなつて参りますと、藩財政も苦しくなつてきますから、遂に二分の一以下を藩費で支弁して、他は村方負担ということになりました。

例えば下川路村では慶応四年（一八六八）辰の満水の時の入費は、定式金六十七両、急破金五百四十五両を要しました。しかしこの負担明細はわかつておりませんが、明治二年の定式普請総入高金百三十九両余のうち、村方負担は金七十二両余であつたと云います。又明治三年の工事の時は五百二十六両余が下付金で、残りの五百五十三両余は村方負担であつたのです。もう廢藩も間近いこの時期になってきますと、藩としても原則通りの工事費支弁は、とてもできませんと、藩としてきまつてきました。そればかりでなく二分の一以下の藩費支弁となつてしまつたわけです。

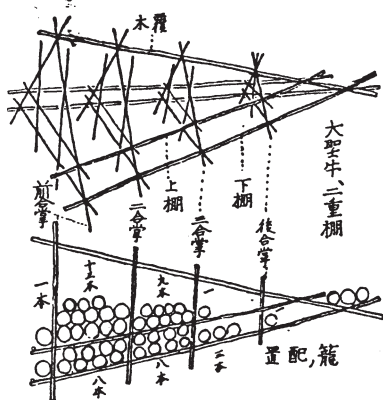
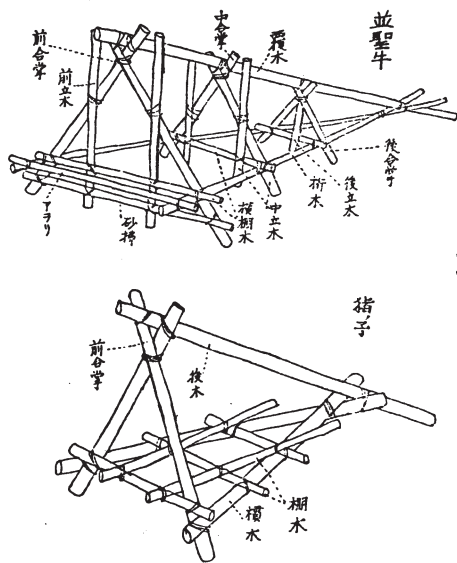
人足扶持米は一人一日一升七合で、これは天領基準に合せています。天竜川筋で見ますと、高いのは諏訪高島藩の平均二升五合、次が飯田藩の約二升、低いほうは高遠藩で洪水大破の時に限つて、一人当り七合五勺又は五合となつています。勿論これ等各藩は無条件で支給したわけではなく、その時々により色々条件をつけて村方負担にしてあります。

高須藩美濃領では堤銀を課していたことは、前にお話しした通りですが、伊那領では堤銀という制度は、史料の中には見当りません。そのかわり高役金を課しております。しかしこの高役金は美濃領の堤銀のように、定目的・定額ではありません。その時々が必要によって、多目的で課していたようです。

ハ 川除普請における補助等について

竹佐代官所には川除普請を行う時の材料費の補助等について、こまかい定めがありました。その主なものは次の通りでした。

川除聖牛Ⅱ前にもお話ししましたように高須藩は石積堤防が少なかったたので、どうしても聖牛や猪の子を多く使うこととなります。それでこれ等の新設や取り替えについては、代官所で補助金を出しました。しかも各村方の事情を予めよく調査して、その必要の大きさにより補助金の額を決めておりました。しかしこの補助金の額で間に合ったのかどうかよくわかりません。そして対象の聖牛にも大聖牛・並聖牛・小聖牛と三種類の区別がありました。川路村水防史を見ますと、下川路村で使用した大聖牛・並聖牛の大きさとの組立図が示されています。(註二)



(註二)

「竹佐代官所下付基準」（註三）を見ますと、この代官所管内で大聖牛補助額で最も高いのは、伊久間村の大芻用と思われる大聖牛です。この伊久間村の大聖牛一つを据えますと、少なくとも幅が四間位は優にあったのではないかと思います。さてこの用材ですが生の松丸太を主体に使い、伐り出しは村内の山からが主体ですが、勿論これだけの大材ですから、いつでも間に合うというわけには参りません。不足の時には飯島大領内より伐り出して天童川を流し下し、現場で組立てたと云われています。高須の本藩でも盛んに聖牛や猪子を使用しましたが、高須町内の研究家の方にお聞きしたところでは、用材は木曽川を流し下してきたものを使ったと云いますから、主として木曽材が使われたのでしよう。

前にお話ししたように、聖牛の新設には代官所より補助金がありました。常日頃の維持管理は殆ど自前でした。現在のように針金というものはない時代でしたから用材をしばり合せるには「からみ竹・からみ藤」と云って、竹や藤づるがよく使われました。太い針金があれば途中でしばり直すことはありませんが、藤づるや竹では常に様子を見て、補強しなくてはならないわけです。又この聖牛に使われるものに竹籠があります。これも鉄線籠であれば耐久力

は強いのですが、もとが竹籠ですから常に様子を見て更新しなければならぬのです。これにかかる手間と費用は莫大なものであったと考えられます。

御役竹Ⅱ竹佐代官所には御役竹という制度がありました。これは他の藩にも同じようであったのではないかと思います。当時の川除には聖牛・猪の子と共に、竹籠を非常に多く使いました。聖牛にも又数多くの竹籠を使います。その上土や砂利堤防の護岸には、要所々々に法籠（のりかご）というのが並べられましたし、水を防いだり弮（か）ねるために、竹籠を積み上げることもしました。当時の青竹は、川除にはなくてはならない丈夫な材料であったのです。

さて定式普請・臨時普請にかかわらず、少し大掛りな工事をやるといふことになり、非常に大量の青竹が必要になります。とてもその施工村だけでは賄い切れません。そこで領内の各村に役竹と称して、竹の種類、数量を明示して割り付けをして出させたのです。そうなりますと各村では自分の村の川除に必要であるばかりでなく、他村の川除普請の時に割り付けられますから、竹藪を育てて対応することになります。又代官所としても各村方に対して、竹藪の造成を指示・奨励しました。

伊久間村を見ますと、現在でも東の山際は皆竹藪になっ

ています。伊久間の東の山は傾斜が急で、もともと崩れ易い地質で、古くから山崩れを起しております。それを防ぐ意味もあつたでしょうが、役竹に応ずるための竹藪の意味は非常に大きかつたのではないかと思ひます。

代官所には役竹に関する「定法」が定められていました。

それを見ますと役竹については一定の規格があり、使用する場所等により、その種類と量を割り付け、その計算方法も定められました。役竹を割り付けるにしても、予めその村方の保有数量を知っておらなくてはなりません。そこで「御役竹藪改」ということになるわけです。当時の文書を見ますと、その村の各所有者毎に竹の種類・現在本数を詳細に書き上げ「差図次第伐出可申候」として、いつでも御申付により伐り出しますとしています。庄屋在職中は役竹についての負担は免除されてきました。しかし地元史料等を見ますと、非常災害時等はそんなことも云つておられません。庄屋の持数からも伐り出しをしたようです。

また、役竹申付状を見ますと竹の種類・本数を示して、この役竹を現在川除普請をしている村の工事場まで、届けようにと云つてきております。申付けられた村では、申付けられた通りの役竹を揃えて、その工事場まで運搬して納入したことがわかります。それではその川除普請に必要な

な青竹の量全部を、役竹という割り付けだけで済ませたかと云うとそうではありません。それでは村方の負担が重くなりすぎますから、一定量以外は買上げをしました。しかしその買上量は余り多くありません。およそ見ますと半分は役竹で割り付け、残り半分位は御買上げであつたようです。それでは役竹分はその竹藪所有者の負担かと云いますと、実際には竹藪を所有しているものと、そうでない者とありますから、村内で不公平が生じます。その不公平をなくすために、役竹分代金は村負担ということにして、村方の費用で支払いをしたわけです。

川除に使用する竹籠について見ますと、石詰量の計算や、竹籠の種類によって、必要な竹量を算出する基準も定めて算出して、計算の間違いや不公平をなくすようにしていました。こうなつてきますと担当の役人は勿論ですが、村役にいる者も一般の読書きばかりでなく、計算力を持つていなくてはなりません。私が高須を訪問した時に町の研究家の方は次のように話してくれました。

「藩としては藩士の養成機関として、藩校日新堂を寛政年間創設しました。ここでは武術は勿論ですが、一般の学問以外に和算は関流を採用して、微積までやつたと云う

ことです。これからは数学をしつかりやり計数にも明るい人間を養成する必要を感じていたのでしょう。そして信州詰（竹佐代官所）の役人には、計数にも明るい立派な人物を選んで派遣したと云うことです。又家臣も信州詰に選ばれることを、却って喜んだ風であったと云います。藩校で学ぶ者は家臣の子弟ばかりでなく、領民の中でも優れた者には門を開いて学ばせ、優秀な者は引き上げようとしていた様子が見られたと云うことです。藩としても、しっかりと教育をするために、教授方には非常に優れた人材を集めていたようです。現在高須に残っている江戸昌平黌の教頭である安積良斉、尾藤二州の碑文によると、彼等の教え子の中でも優秀な人材を選んで高須に派遣してきていることがわかります。」

竹佐代官所でも各村方の中から推せんして、高須に学ばせることに努力したとのことで、実際にたずさわる領民にも一般の学問をしつかり身につけさせると共に、計数に明るい人間をと心掛けていたことがわかります。

代官所よりの貸付金Ⅱ竹佐代官所では支配下の各村の自前普請等について、その願い出しにより貸付金をしております。これについて貸付に關する定めでもあるかと思ひ調べて見ましたが、基準は特別には定めていないようです。そ

の時々状況によって条件付をしていたと思われます。

例えば元禄十三年下川路村前島が寅の満水で切れ、大被害を受けました。その川除に必要であると云うことで、竹佐代官所に金二百両の借用願いを出しました。これに対して代官所勘定方の牧野与七から小判で金子二百両が貸し出されましたが、これの返済条件は一割の利子をつけて、計三百十両を十年々済ということでした。本来ならばこの川除普請については「幹川の川除については、定式臨時を問わず藩が行う」という原則からすると、藩工事を行わないならば少なくとも相当額の下付金をしなければならぬ筈です。当時で二百両の川除普請と云えば大工事です。それを村方自前普請にさせ、しかもその必要工費の貸出しについて、一割の利子を付けたということは、誠に過酷なことでした。何故そのような条件になったのか、当時の藩のことを推察して見ますと、この時は高井・水内に代って一万五千石を高須に賜った、半知の国替えの年にあたっています。こんな理由から財政的なこともあって、過酷な条件が付けられたのではないかと思われます。

次は同じ下川路村のことですが、宝暦三年（一七五三）九月から下川路村（高須領）時又村（飯田領）と対岸川東の今田村（天領）との間に、川境論が起りました。結局双方で

の話し合いではおさまらず、江戸表に訴えることになりました。次の年の五月になって江戸評定所で御係りの青山周防守から示談とするよう申し渡され、それにより宝暦五年（一七五五）六月に双方で内済証文をとりかわして、三年にわたるこの事件も終了しました。三年間も争い出費も多くその上川除もしなければならず、しかも村も困窮甚しくこのままではとてもやってゆけないということで、金八十両を代官所に願ひ出して借用しました。この時の借用は前の元禄十三年の時とは違い、無利息八年々済という条件でした。しかも宝暦八年（一七五八）になって村方より返済期限の延期を願ひ出しましたが、それも無条件で聞き届けているようです。伊久間村の場合を見ますと、延享三年（一七四六）に出費がかさんでこのままではとてもやってゆけないと云うことで、願主作右衛門、庄屋伊左衛門他の名儀で八十両を代官所より借用しました。これの返済は十年々済という条件でしたが、利子については特別の記載がありませんので、無利子ということだったのでしょう。

四 伊久間村の川除普請

伊久間村の小笠原氏の領有時代はその期間も短かったし、

又家臣の地方知行地ということもあって、特別の川除普請や新田開発が行われた様子は見当りません。

脇坂氏は川除普請、新田開発には熱心だったと伝えられています。伊久間村で見ますと、その前半は家臣の地方知行地であって小規模で簡単な川除を行っていたようです。後半特に正保二年以後に、川除・新田開発に力を入れたと考えられます。しかし残念なことにその当時の川除に関する地元資料が残されていないためくわしいことはわかりません。

寛文十二年の天領第一年目の年貢割付に、新田分約百石余が付け加えられています。これは脇坂氏による新田開発の結果と見てよいでしょう。天領になってからは新田分は増加しておりませんから、この時期に新田開発は行われなかったと私は判断したわけです。そうしますとくわしいことは不明ですが、脇坂氏の後半に一応伊久間村川除の第一次分は、形づくられたものと考えられます。

1 伊久間大刳の始り

伊久間川除の特徴は、何と云っても天童川筋中他に類例のない大聖牛による大刳ほにあります。これは長さ百間にも及ぶ大きなものでした。その完成したのは幕末期に近くな

ってからと考えられています。初めははっきりしておりません。私は今までの色々な資料等から考えて、川除に対して本格的に大聖牛を入れるようになったのは、松平氏領になつてからであろうと考えております。聖牛は美濃方面より入つたと云う人もいますが、これは武田氏により使い始められたというのが、どうも正しいようです。天竜川の激流を大聖牛で刎ねて、防せごうと云うものです。松平氏は元禄十三年以前は美濃高須に本拠をもっておりませんから、下伊那における初期の川除には、美濃方式は使われていないのです。始めは俗に甲州流等と云われる大聖牛を使用した方法がとられたものと思われます。そして元禄十三年以降高須藩となつてから、美濃の技術がとり入れられるようになったのです。

大刎は勿論最初より後世のような突出型ではなく、始めは川除土手の前面に幾段にも聖牛をならべ立てて、激流を防いだのです。それでは後世のような大聖牛による突出型の一の刎は、いつ頃から入れられたのか、それははっきりしておりません。ただ宝暦七年五月の大満水の時、伊久間村は村方七分が流されるといふ大被害を受けました。その時の庄屋専右衛門が竹佐役所宛「宝暦七年五月中出水川欠圍覚」なるものを提出しましたが、その中に「五月四日一

ノ刎より大猿尾下欠口圍」にそだ^{八十三}荷を入れ、それに要した人足は、四十七人であつたとしています。伊久間の大刎は、始めは一ノ刎だけで二ノ刎は遅れて作られたことはわかつておりますから、これを見ると遅くともこの宝暦七年には、大聖牛による突出型の大刎が形づくられていたことがわかります。

これより八年前の寛延二年に春秋二回にわたり、伊久間天竜川々除工事を行いました。これは今までになく大きな工事で、二回での総延長は約三百九十間の築堤でした。この内容を見ますと、低い石垣・竹籠・法籠使用の土堤で、聖牛は使っておりません。天竜川の激流に対しては、この堤防の前面の要所々に聖牛を配置しないと、俗に云う裸堤防で洪水に対してはひとたまりもありません。したがつてこれから見ても上流に既に一ノ刎が形づくられていたから、このような工事がなされたのではないかと考えられます。勿論後世の文化六年、文政十一年の二回の国役普請の時には、大刎はできていたわけです。それは大刎があつたために二回とも大土堤であつて、石積堤ではないのです。大刎で激流が防げるから、土堤でよいと判断したものと思われます。

2 正徳ひつじの未満水

正徳五年には五月と六月の二回洪水があったのですが、六月十八日よりの大豪雨は被害が特にひどく、これを未満水といっております。この時は主として天竜川西の雨がひどかったようです。そのため大きな被害は川西の村々に出ています。同じ竹佐領であっても伴野・伊久間・虎岩・知久平では、特別な被害を受けたという資料は残されておられませんから、被害は皆無でなかったにしても、それ程の大被害ではなかったのでしょう。

同じ竹佐領の下川路村については、川路村水防史に当時の資料がのっております。それによると、「六月十七日より降り始め、十八日未明に大豪雨になり、村中の天竜川の支流は全部出水大荒れとなり、堤防が切れて田畑や家屋に切れ込み大騒ぎになった。天竜川も大增水をして、未の刻には諏訪湖を見るようであった。二十三日になって竹佐役所より取り調べ検分してきたが、その時の調べによると、流矢出畑が約三十三町歩余、この石高は二百四十一石余、流失被害家屋は七軒であった。」とされています。いかに大きな被害を受けたかがわかります。

伊久間村については前にお話ししたように、特別な資料

は残っておりませんので、確実なことはわかっておりませんが、古老より云い伝えを聞いたところでは、東の山が崩れ、天竜川沿いの水田は全部水没し、村の中間まで舟が入ったと云いますから、水量の多いその名の示すとおりの大満水であったのでしょう。

3 弁天川境論

元文三年五月に有名な弁天川境論が起りました。これは飯田領島田村と、高須領知久平村・虎岩村・伊久間村との天竜川をはさんでの境界争いです。この時の争いでは知久平村・虎岩村が主体で、どちらかというとい伊久間村は従の立場でした。

元文三年（一七三三）五月十九日天竜川が大洪水となり、伊久間尻の東崖につきあたって刃ね返った天竜の激流は、島田村の川除土手を突き破り、本流が村内に流れ込みました。そのため田畑ばかりでなく家屋まで流す大惨事となつてしまいました。当時は天竜川の本流をもって村境としておりましたから、これによって境界争いが始つたわけです。その争いの最中の八月十三日に又出水があつて、川東では三ヶ村で三千人をかけた川除が流失してしまいました。そしてこの境界争いは、双方での話し合いによる解決ができた

いところまでいってしまい、江戸評定所まで持込まれました。

明るる元文四年の三月十三日より裁判が始まりました。

御係りはあの有名な大岡越前守他でした。知久平・虎岩・伊久間の各庄屋と関係村役が江戸に出掛けるについて、竹佐代官所より旅費の貸出しがありました。しかしこの裁判の最中の三月十三日と二十八日の二回、天竜川に洪水があつて、留守の村々ではその川除に追われました。裁判が始つて見ると高須領側の証言は余りとりあげてくれませんでした、歩がよくありません。しかも話の中心は虎岩・知久平のことであり、伊久間村としては一緒に来ているが、どうも何となく馬鹿らしくなったのでしょう。村役の者が相談して、庄屋伊左衛門の名儀で、伊久間村はこの裁判から抜きたいという口上書を提出しました。しかし今更何を云つていいのかということでしょう。御取上げにはなりませんでした。

六月九日領主の松平義敏が領内見廻りということで、伊久間村および弁天に出掛けてこられました。この年の正月に將軍吉宗より高須三代目の松平義淳に対して、尾張宗春の後を継ぐように命があり、義淳は本家に入り中納言宗勝となりました。長男の宗睦はその世継ということで父と一緒に本家に入りましたので、高須松平家は二男の秀之助義敏が後を継ぎ、従四位下左近衛権少将中務大輔ということ

になったわけです。もともも期目的に見てこの頃はまだ任官していなかったと思いますが、領主としての初見廻りと、弁天川境論現地検分といったところでしょう。伊久間村での説明には村役の松澤伊左衛門・吉澤作右衛門・戸谷平七郎があたりました。私が昨年高須を訪問した時町の研究家のお話によると、高須藩領の三ヶ村が敗訴となるといことは、既に領主義敏には上より因果を云い含められていたのではないか、そんなこともあつての実地検分だったのではないかと云われましたが、時期的に見てそんな気がします。

七月二日江戸評定所において、川境論についての裁許が下りましたが、川東高須領の三ヶ村はとうとう完全敗訴になってしまいました。裁判に勝った島田村では七月十七日より早速川除工事にかかり、新切れ口三町六間のうち十六間を聖牛でせぎ切り、百二十間を石でせぎ切りました。延三万七十余人を費した大工事でした。

十月に入り竹佐代官所宛、知久平・虎岩・伊久間三ヶ村庄屋連名で、今回の弁天川境論で江戸へ出掛けた費用、評定所役人による検分のための費用が莫大となって、村として非常に難渋しているので、御役所よりの申掛金は免除してほしいとの願いを出しました。これについては聞き届け

られたようです。

この川境論に対して、江戸評定所の扱いは始めから高須領三ヶ村に対してはきびしいものでした。川東側の云い分はなかなか取り上げられず、切れ込み本流による境問題は仕方がないにしても、古くより虎岩氏の祝殿いわいでんと云い伝えられていた弁天様までを、島田村側としたことについては、なかなか納得できかねることでした。

伊久間村の庄屋伊左衛門はその子専右衛門の養嗣子に、同じ村役の作右衛門の子文内を入れていました。文内は早くより高須に仕え藩主義淳が中納言宗勝になると共に、側用人として名古屋に仕えました。したがって当時の情報は伊久間村にも伝えられていて、その形勢の不利なことは三ヶ村側でも充分に知っていたのではないかと思えます。又伊久間村が途中からこの裁判より抜けたいと云う口上書を出したり、藩主義敏が領内見廻りをするについて、その説明役に伊左衛門・作右衛門が当たった理由もそこにあったように感じます。どちらにしても高須領側三ヶ村の完全敗訴のうらには、將軍家対尾張藩の長い間の問題が、根強く残っていたように思えてなりません。

飯田藩では島田村の切れ口に、後になってから本堤防として割石堤防を築いたようです。もっともこの割石堤防は

寛政元年に欠潰流失してしまいました。それにしてもこの復旧には力を入れたことがわかります。これに対して竹佐代官所は、知久平・虎岩の川除を特別に整備したような史料は残されておりませんから、今まで通りの方法で対処したものと思われまます。

4 延享の川除と大土手の築造

延享から宝暦にかけて頻々と洪水に見舞われました。そのため毎年のように春の川除と、洪水のための急破普請をしなければなりません。延享二年八月に出水があり、天竜川除の一部が破壊され、これについては竹佐代官齊藤清右衛門より川除普請について指示があり、急破普請が行われました。

翌延享三年七月に川除普請を行いました。この時は人足延二百五十五人で、村内だけでは不足しましたので、阿島や小川よりも人足を入れました。同じ高須領内からの人足の場合は、代官所による割付人足ですが、領外からの人足の場合は俗に云う雇入れ人足と云うこととなります。代官所では村内人足で間に合うと計算しても、実際には不足することがあるわけです。このような場合の雇入れ人足費は、村が負担することが原則であったようです。雇入れ人

足はこの後も数多く出てきますが、これが多くなればなる程、村の負担額は増大するわけです。

この二ヶ月前の五月に出費がかさんでとてもやってゆけないと云うことで、願主作右衛門、庄屋伊左衛門、組頭弥平次の名儀で、代官所宛に金子八十両を十年々済で貸していただきたい、もし返済できない時は、作右衛門が殿様よりお預りしている持高百三十石一斗分を返上しますという願い書を提出しました。この八十両の借用願いを見ますと、多分に作右衛門の個人的な面が見受けられます。当時代官所よりの貸出しは個人よりの願いではなく、村方への貸金が原則ですから、それで庄屋と組頭が連判をしているものと思われず。

伊久間村には（現在はほんの一部にだけ残っているのみですが）小川川に対する水除土手と、大土手と呼ぶ川除土手が伊久間上手の水田地帯の中に築かれておりました。これは吉澤氏による個人築堤と云い伝えられております。これについてはもう少し研究して見ないと確かなことは云えません。私は延享年代作右衛門によって、築かれたのではないかと考えております。この水除土手と大土手によって、伊久間耕地の肩の部分が堅固になったことは確かです。この大土手の天竜川沿いの位置は、丁度現在の伊久間堤防

の敷地に当たっています。この築堤工事によってさすがの作右衛門も、やりくりが困難になって、代官所に借用を申出したものと思われず。

この水除土手と大土手は多分に公共性をもっており、それに連判が庄屋・組頭であるところから、代官所も希望案件で貸し出したのでしょう。十一月に入ってもやりくりがむずかしく、作右衛門他一名の名儀で伊左衛門より金十両を借り入れて賄いました。この築堤工事で作右衛門は苦しみました。伊久間の水田を守るためには大きな貢献をしました。このように代官所よりの計画や費用支弁だけでは、充分な川除ができないため、村負担、遂には個人の力によって川除の完璧を期そうとしたのです。

5 寛延の築堤

寛延二年（七〇九）に竹佐代官不破武助による、伊久間村天竜川除の築堤工事が行われました。この時は春秋の二回にわけて工事をしました。

春の川除普請は三月に行われましたが、その内容を見ますと、石積と竹籠による延長約九十間の土堤築造工事でした。しかし石積高も二尺そこそこで、要所々々を竹籠で補強するという、至って簡単なものでした。これに要した人

足は二百七十四人で小川より十七人、阿島より二十五人の人足を入れ、計約三百人ということになっています。

秋の川除普請は七月に行われましたが、その仕様は春とおよそ同様でした。この時の総延長は約二百九十間で、春に比べて石垣の規模も大きく、人足は総数で七百八十人余りを要しました。したがって村人足だけでは不足で、川東の高須領内の福島・壬生沢・虎岩・知久平・柿野沢・柏原に割り付けをしました。この時の村人足と割付人足との割合はおおよそ半々というところで、その所要経費を見ますと、賃米十八石四斗七升余を含めて、合計五十三貫五百十二文四分でした。この工事で伊久間村天竜川の川除約四百間ができ上ったわけです。それまでは約四百間を通した土堤は、伊久間村にはなかったものと思われまます。この時に小規模ながら川除堤防が一応完成したものと見てよいでしょう。

この土堤の位置は、後年の国役土手の位置と、同一であったと云われています。しかしこの川除堤防は今までにない大型のものであったと云っても、川西の村々に比べれば石垣も低く、要所々は竹籠で補強すると云う、至って簡単なものであったのです。前に申上げたように、この土堤には聖牛は配されておりません。天竜川の激流に対しては裸堤防です。これは流れがゆるやかで始めて持ちこたえる

ことのできる構造ですから、伊久間村の大聖牛による大割は、既に上流に据えられていたのではないだろうかと申上げたわけです。それでなければ時期的にも構造的に見ても、どうしても理解できないからです。

翌年の寛延三年に又人足六百六人を要して川除を行いました。この時も村人足だけでは間に合わず、小川より二十七人、阿島より三十七人を入れております。次の寛延四年にも続いて川除普請を行いました。資料の後部が欠けていて、その内容がわからないのは残念です。

6 宝暦の川除と借金によるやりくり

寛延に引き続き宝暦に入りますと、毎年川除普請が続きました。その都度少ない時で三百人、多い時で数百人の人足が必要となり、村人足だけでは間に合わず、小川や阿島からも人足を入れました。これは前にもお話したように、他領よりの人足ですから雇人足です。これを雇入れるには経費がかかります。したがって代官所よりの下付金以外に、村負担も増大してきます。遂にはやりくりがつかなくなり一時借りが多くなってきました。それでも川除は伊久間村の生命線ですから休むわけにはゆきません。借金により川除普請は続けられました。

伊久間村は五百石余の小型な村の割に、小川川・天竜川と川除普請をしなければならぬ距離は長いのです。それだけ当時は大変であつたろうと思われれます。

宝暦二年（一七五二）三月川除普請Ⅱこの時は人足延四百七十四人を要して、小川より十七人、阿島より三十一人を入れました。

宝暦三年三月川除普請Ⅲ人足は延三百四十三人で、このうち小川より九人、阿島より十五人を入れました。村の負担もこのところへきて限界となつて、村役の者が借金をして賄っています。三月二十八日付で曾兵衛・庄屋伊左衛門名儀で、飯田板屋藤次郎より金子二十八両を借用。年の暮の十二月八日、前と同じように、曾兵衛・庄屋伊左衛門名儀で、飯田板屋藤次郎より金子二十両を借用、いよいよ年も押し迫つて、庄屋職が伊左衛門からその子専右衛門に移りました。よつて庄屋専右衛門から板屋藤次郎宛、「借金のこと今後も宜敷しく」という書状を出しております。

宝暦四年三月川除普請Ⅳこの年は人足も今までより多く、延五百二十七人を必要としました。そのため小川より二十四人、阿島より四人を入れていきます。この年も十二月に入ると村のやりくりがむずかしくなつてきて、借金が目立っています。十二月七日に庄屋専右衛門・曾兵衛名儀で、板

屋藤次郎より金子三十五両を借用、そればかりでなく十二月二十一日になると、庄屋専右衛門・曾兵衛から板屋藤次郎宛に、三十五両の質物として切手米を拝借したいと申込んでいます。この三十五両の返済はそう短いうちにはできないことになつたのでしよう。伊久間村のやりくりも、いよいよ底をついてきたことが感じられます。十二月二十七日に庄屋専右衛門他一名の名儀で甚蔵より金子十両を借用しています。これによりやつと年の瀬の決算を済ませたと云うことでしようか、それも板屋より借りず貸人を変えているところに、当時の村の苦しさが察しられます。

宝暦五年三月川除普請Ⅴこの時も人足延五百八十八人が必要となり、小川より二十六人、阿島より十四人を入れています。十二月の年の暮も近づいてきますと、やりくりができなくなつたのでしよう、庄屋専右衛門・曾兵衛の名儀で今まで通り、板屋藤次郎より六十両を借用しました。

宝暦六年三月川除普請Ⅵ人足は延三百六十二人で、そのうち小川より二十人、阿島より三人を入れました。今まで毎年のように借金を重ねてきましたが、この年はどうやら借金をせずに済んだようです。しかし今までの借金の未返済分が累積して、そのやりくりは大変でした。

宝暦七年Ⅶ昨年まで毎年のように川除普請を続けてきた

ことよって、破損部の修復ばかりでなく、小川端・天竜川の川除もしっかりしてきました。しかし宝暦に入ってから借金は、現在わかっているだけで百五十三両になりま
す。云い伝えによればこの七年の大災害復旧工事が終った
時点で借金累積額は、数百両に及んだと云われています。

この年も三月に川除普請を行いました。人足は延五百
五十人を要し、そのうち小川より二十三人、阿島より十五
人を入れています。借金はふえたが毎年川除普請を続けて
きたおかげで、やれやれといったところへ、五月になって
大出水があり、この洪水で伊久間村は今迄にない大被害を
受けたのです。今まで村民の血と涙の結晶であった川除も
一挙に流失してしまい、その上水田の七割はなくなり、残
ったものは借金ばかりという状況になってしまったのです。
そのため伊久間村として川除三社を祀ったと云われます。
この時は村人足六百五十八人が動員され、被害箇所は竹籠
・猪の子・そだ等を入れて応急修理が行われました。その
時の様子は庄屋専右衛門より役所宛の報告書によると、人
足延六百五十八人、そだ四百九十七荷、竹籠二十七本、猪
の子十六組とされています。

応急処置が済んで一息ついた十月に、又出水による被害
が出てしまいました。俗に云う「よわり目にたたり目」と

なってしまうわけです。庄屋より代官宛川除普請の願
いを出して工事を行いました。

川除工事に関する村方の借金については、まとまった金
額での長期債は、代官所より貸付けられたことは、前にお
話した通りでした。しかし短期債、俗に云う時借りは、
代官所の出入商人より借り受けたようです。そのため板屋
藤次郎が中心になって用立てたものと思われま
す。この場合の借入れは村役名儀ですから、その村役の者は責任をも
って返済に当らなければなりません。しかし連年の災害と
復旧工事で、村民の力も限界に達しており返済は滞ってい
ます。その上宝暦七年の出水で正にとどめを刺されてしま
ったようなものです。このままではとても返済の見通しは
立たず、村役の家はこのために潰れてしまうことになりま
す。

代官所は伊久間の状況を藩に相談しました。藩主義敏の
決断により貢米をもって板屋に保証し、返済することにな
りました。つまり藩が肩替りをしてくれることになったの
です。この貢米をもつての返済は何年かかったかわかりま
せんが、解消することができて、村のやりくりも破綻せず、
村役の家も潰れずにこの難関を乗り越えることができた
と云われています。

7 御位牌堂（無量庵）

現在は伊久間諏訪神社の敷地内になっておりますが、その東南の隅に一字のお堂がありました。通称を無量庵と云ったといえます。これの建立は正徳年間のことと伝えられています。幕末期と思われる神名帖の写しを見ますと、伊久間村の項に「阿弥陀堂 一字 法運寺末 堂地二セ十二歩 御年貢地了春」とあります。本尊より見てこの阿弥陀堂であると思われれます。幕末期には法運寺に属し堂守りがいたことがわかります。

高須藩祖松平義行が薨じたのが正徳五年八月三日、享年六十才でした。この松平義行の御位牌がここにお祀りされました。云い伝えによりますとこの建立者は松澤徳左衛門で玄法庵主といいました。この人は同じ村の吉澤氏より養子に入りましたが世継ぎの男子がなく、同じ吉澤氏より甥の理右衛門を後継ぎに入れましたが、その養子に先立たれ享保元年八十五才で没しています。そんなことから晩年藩祖義行の御位牌守りをする気持になったのかも知れません。尤も現在のところは御位牌堂として新たに建立したのか、徳左衛門の建立した無量庵へ御位牌をお祀りをしたのか、明確にはわかっておりません。藩祖義行の御位牌をお祀り

した理由は、伊久間村が松平領になってから、聖牛等を使った今までにない川除をしてくれたおかげで、毎年の水害をまぬがれ収穫も安定して、それだけ暮しも楽になってきたということによるようです。それで前に伊久間村で聖牛を使った本格的な川除は、松平領になってからであろうと申上げたわけです。

御本尊の阿弥陀如来像は、徳左衛門の孫に当る伊左衛門が寄進したと云います。宝暦十一年六月二十四日前の高須三代目の藩主であった尾張中納言宗勝が五十七才で薨じ、その子松平義敏が明和八年（一七七一）四月、四十才で薨じました。この二人の御位牌もここに安置されました。この理由は前項の「宝暦の川除と借金によるやりくり」のところでお話ししましたように、伊久間村の借金を義敏の決断で肩替りしてくれたおかげで、村のやりくりと村役の家が救われたことによるものであったと伝えられています。領内の村方に藩祖及び藩主の位牌堂が建立されお祀りされたこと云うことは珍らしいことで、それだけ当時の伊久間村の者達が藩主の徳を慕った現われであったと思います。

この御位牌堂は明治に入り、廃仏棄釈の時にとりこわされ、御本尊と御位牌及び関係書類は法運寺に移されました。明治二十年山吹の隣政寺（通称山ノ寺）が火災にかかり、

そのため御本尊はそこに移され現在に至っていると云われます。御位牌は明治二十八年に法蓮寺に火災があり、その折焼失してしまったと伝えられています。この無量庵について保存されていた資料も火災により焼失してしまい、詳しいことがわからなくなりましたことは、誠に残念なことです。

8 文化の大洪水と国役普請

宝暦の難関をこぎぬいてきた伊久間村の次の大難事は、文化の大洪水でした。その間に寛政元年（一七九九）酉の満水がありました。この時は虎岩村や阿島村では大被害を受けています。この洪水は正徳五年の未満水より大きな被害である、他の村々の記録は語っておりません。伊久間村としても被害を受けたと思われませんが、この時の記録は残されておりませんで詳しいことはわかっておりません。

文化四年（一七〇七）には六月一日と四日に大洪水があり、「欠壊甚し」とされています。そして、次の年にも考えられないような大洪水がやってきたのです。

文化五年六月十七日、関東地方に大雨があり大洪水がありました。天竜川は六月二十二日に大洪水となり、天竜沿岸の村々は大被害を受けました。伊久間村も小川川、天竜

川双方の川除は流失してしまい、手もつけられない状態になってしまいました。伊久間村ばかりでなく、竹佐代官所支配の天竜川沿岸七ヶ村は、皆川除は破られ大被害となりました。

藩としてもこのままでは独力では復旧はできないと判断したのでしょう。七ヶ村の国役普請を幕府に願い出しました。十二月になって、普請役の渡辺大之進・井上彦之進が下検分にきました。その結果、各支流分は却下されましたが、天竜川分は認められ、翌年四月八日より川除普請が開始されました。国役普請の場合は村高百石について金十両の上納が定められておりましたから、伊久間村の当時の石高は五百七十五石余ですから、約五十七両余を納めたものと思われまます。伊久間村の国役土手の工事は、延長約四百間の土堤で要所を低い石垣と竹籠で補強すると云うものでありました。そのため六月十二日には完成しました。短期間の突貫工事といったものでした。前にもお話したように、既に大刎もできておりましたから、土堤で間に合うと考えられたと思います。又当然大刎の強化も実施したものと考えられます。

それから三年後の文化九年（一八三二）に又大洪水がありました。伊久間村は大刎と国役土手に守られて、大きな被

害は出なかったのか、被害に関する資料は残されておられません。

9 国役土手の流失と再国役普請

文政十一年（二二六）七月に大洪水がありました。これを子の満水と云っています。この大洪水で生命とも頼んでいた文化の国役土手は流失してしまいました。この国役土手は築堤後わずか二十年の寿命しかなかったのです。伊久間村のこの時の災害状況と復旧についての資料は、現在地元には残されておりません。したがって地元外資料によると次のようになっています。

この時は伊久間村ばかりでなく、竹佐代官所支配七ヶ村も皆同じような流失の大被害を出しました。高須藩は文化五年の時と同様、藩の手限普請では到底復旧できないと判断したのでしょう。幕府に国役普請を願ひ出しました。文化五年の時と同様に普請方の検分がありこれも許可されて、再国役普請が行われました。伊久間村分については前の国役土手の復旧ということで、規模や工法は前回と同じであったようです。この時の伴野堤防の国役普請図が豊丘村誌に残されていますが、基本的にはこれと同じ工法がとられたと考えてよいと思います。虎岩村の国役普請も同時に完

成しましたが、これは土堤防ではなく高須藩としては珍らしく、長さは五十間でありましたが工費約二千五百両の大石積堤防でした。この二回目の高須藩領での総工費は、七千三百十五両であったと云われています。

伊久間村では復旧された国役土手を補強するために、土手の馬踏上に赤松を、その根本に八竹（はちく）を植えました。この松並木の国役土手は見たところは壮観で、天竜川筋の中で一つの名所であったと云われています。この国役土手は上流の大刎に守られて、その後数々の大洪水を耐え抜き、明治十八年七月の大洪水で流失するまで、約五十七年間維持されました。

10 嘉永の築堤と大刎の完成

天保・弘化と数多くの洪水がありました。文政十一年に再び築かれた国役土手と大刎によって、伊久間村は洪水の大被害を受けずに済みました。それは文化六年に築いた国役土手が流されたことから、大刎の不充分さを知らされ、再国役普請以後、大刎の充実を図ってきたためと思われる。天保九年（二二六）四月の大雨大洪水では伊那谷全体に大被害が出て、幕府の洪水奉行が伊那一円の視察を行った程でしたが、伊久間村はこの時も大きな被害は受けずに済

んだようです。

嘉永三年（一八五〇）は六月・七月・八月と三ヶ月にわたり大満水があり、伊久間村では小川端、天竜川沿い双方の川除に被害が出ました。特に天竜川の被害は、飯田藩領座光寺の石川除の刎ね返りによるものでした。嘉永四年三月竹佐代官所による小川端の石積堤防の築造と、聖牛による川除普請が行われました。その延長は二百間で、高さ二間、馬踏三間半の石積堤防は、今までにない本格的なものでした。堤防尻及び要所々に聖牛を配した堅固さは、代官所としても力を入れたことをうかがわせるものでした。これに要した工費は百二十両でそのうち九十六両を藩費としておりますから、残りの二十四両は村方で負担したわけです。

ここでこの築堤と天竜川の大聖牛刎との関係を考えて見る必要があります。伊久間村の刎は他村のものとは違い、土堤の前面に数多くの聖牛をならべ立てるのではなく、小川川の河口部から対岸の南条・別府に向けて斜め一直線に突き出していて、矢崎の欠け落ちに激流をぶつけるようになっていました。

しかし飯田藩では座光寺に通称石川除と云う大石堤防を、工費七百十兩を投じて天保二年（一八三一）に完成させました。そのため洪水の時は刎ね返った激流は非常な勢いで、阿島

堤防尻から伊久間堤防の肩部に激突することになります。

それによって石川除完成後は、洪水のたびに大いに悩まされることになりました。このため代官所としても本格的な対策と、大刎の充実完備の必要性を認めて、この工事になったものと思われます。

小川端石堤の完成により、伊久間村としては小川川分とその河口肩部に心配がなくなり、いよいよ大刎の充実にかかることになりました。大刎の構造は一ノ刎、二ノ刎の二段になっていました。二ノ刎はいつ頃より作り始められたかはつきりしておりませんが、おそらく文政十一年の国役普請後、刎の充実を感じて作りはじめられたものと思われます。大刎の完成時の様子を見ますと、一ノ刎は大聖牛により一直線斜めに対岸に向けて伸び、年々補強継ぎ足しをして延長が約百間もあつたと云います。そしてその先端は丁度現在の郷堤防に達していたと伝えられています。そのうしろに州土手を築いて、補強するために八竹（はちく）が植えられていました。二ノ刎はこれも同じ大聖牛で、一ノ刎の土手うしろを一ノ刎に沿って伸び、その長さは約五十間と云われていました。代官所は大聖牛刎の充実を図るために、新設や取替えには補助金を出しました。一聖牛につき銀百五匁は、七ヶ村中最も大きな金額でした。それだ

けこの大刳の雄大きが察しられます。

小川端築堤によって今まで河原になっていた小川川沿いが、開田できることになりました。ここは当然村地でありませんが、安政に入って吉澤作右衛門が個人開田をすることになり、洞坂山とこの村地を交換、洞坂山は伊久間村の共有地に、小川端は作右衛門の個人所有地としました。安政年間の竹佐代宣所記録に、見取場が記されておりますから、安政五年にはまだ本年貢地になっていなかったでしょう。

11 伊久間前天竜川敷内の開田

伊久間村川除堤防の前面は、開田されて^註割作となっていました。通称伊久間前というのはここを指すのです。それは大刳によって本流が大きく別府側に押しやられ、そこに大きな河原ができたことよって、割作として開田したわけです。それではいつ頃より開田が始まったのでしょうか。はつきりした資料が残されておりませんので、明確なことは云えません。しかし上流の大刳に近い部分は、小さな面積ながら早くより開田されたのではないかと思います。こ

^註・地割をして地区民に一定年限使用させ、順次割り替えていく制度

の部分は後になり水神割作と呼ばれていました。その始まりはどんなにさかのぼっても、文政十一年の再国役普請前に出ることはありません。それは前にお話ししたように、文政十一年の国役普請以後になっての大刳の充実強化によって、川除土手前が広がったと思えるからです。

一番下流部に山田新田と云う割作がありました。これは藩の普請方山田某の計画と、指導により出来上ったもので、そのため山田新田と呼ばれるようになったと伝えられています。これは嘉永の築堤、そして大刳の充実により、伊久間前の河原が広がり開田されたものでしょう。

伊久間前が資料に現われるのは、万延元年（一八六〇）五月の大洪水の時です。十一日から十五日に大雨があり大洪水となりました。そして十四日に伊久間前が流失したと記されています。相当に広い面積であったようですが、何しろ川除土手外のことであり、洪水は毎年のようにありましたから、果してどの位の収穫があったでしょうか、よくわかっておりません。しかし現在残されている資料を見ますと、山田新田の割作の状況もわかりますし、又割作権の売買も行われておりました。

この伊久間前の割作も、明治十四年の洪水で一部を残して流失し、翌明治十五年に洪水があり、明治十八年の国役

土手流失時には、殆どなくなって又元の広い河原にもどっておりました。

しかし伊久間前、特に山田新田について対岸の別府と和解したのは、大正になってからでした。時の郡長小西吉太郎他の仲介により、金二千円で山田新田の権利を上郷側にゆずりわたし、明治三十三年より争っていたこの問題に決着がつかしました。云いかえれば高須藩以来の川境問題に解決がついたわけです。

12 幕末から明治へ

幕末から明治にかけては「勤皇佐幕」「攘夷開国」で国内はゆれ動き、世情騒乱の時代でしたが、自然も又荒れに荒れて、天竜川の洪水は頻発し、各村の川除堤防はほとんどこの時期に流失してしまいました。安政四年（一八五五）は四月、五月、八月と大洪水があり、この洪水は子の年の出水以来の大洪水だと云われました。伊久間村でも五月十八日に流失被害を出して、竹佐代官所宛「流失左の通り」の報告をして、復旧工事を行いました。

万延元年の洪水については、前にお話しした通りで伊久間前が流失しています。天竜川筋の村々が幕末期に大きな被害を出したのに対して、さすがに市田の惣兵衛堤防、座

光寺の石川除、島田堤防等飯田藩の築いた石積堤防はびくともしませんでした。この時伊久間村の川除土手は、大剝に守られてかろうじて耐え抜いていました。しかし前にあげた飯田藩の石積堤防のように、無傷というわけにはゆきませんでした。その都度修理を重ねていたわけです。

慶応元年（一八六五）は五月と六月に大洪水が出ております。この洪水は正徳の未滴水（つひ）以来百五十年目の大滴水だと云われました。慶応三年の十二月になって伊久間村では川除普請が大掛りに行われ、今までの洪水による破損部の修復を完了しました。

幕末になると、各藩とも財政的に苦しくなってきました。高須藩も御多分にもれず藩財政は苦しかったのか、伊久間村等の被害についても根本的な復旧工事は出来得ず、応急対策であったようです。それでも領民負担を二分の一以上にしたとは云え、下川路村に対して慶応四年（一八六八）の復旧に、定式臨時あわせて約六百両、明治二年（一八六九）では総工費百三十九両余の工事を行い、又同三年にも大きな川除普請を行っていることは、当時としては最大の努力と云ってよいでしょう。

領内の村々も苦しく困窮その極に達したようです。文政十一年の国役普請による国役金の納入ができなくなりまし

た。それで「安政二年に打ち続く水害で困窮した村々では、当御領分村々より国役金七十五両一分余づつ、去年より御取立であつて、とうてい耐えられないので、向う十ヶ年はどのような大破損があつても、国役普請のお願いはせぬから免除してほしいと、竹佐領七ヶ村から願ひ出ている（大島村史）」というまでになりました。

慶応四年この年は九月八日より明治と改元されましたが、その七月に大洪水がありました。これを通称辰たつの満水と云つております。伊久間川除も被害は出ましたが、他村のよりに流失することなく、一応耐え抜きました。明治三年にも大洪水となり天竜川は荒れました。それでも伊久間川除は前の時と同じように被害はありませんでしたが、流失はまぬがれることができました。

このように幕末から明治の廃藩までは災害続きで、藩も政情不安、財政困難、領民困窮と実は大変な時期であつたわけです。天竜川筋の他の村々の川除は、次々と流失してゆきました。その中で伊久間村の川除は荒れ果てたにして、一応流失をまぬがれました。

こうして多事多難の中で廃藩となり、川除のことも明治の新政府へと移つていったのです。

五 明治の流失と本格的な築堤

かろうじて流失をまぬがれた伊久間川村除は、明治新政府の監督下になつて致命的なダメージを受けることになりました。

長野県の管轄になつてから、一ノ劔、二ノ劔共一切の増改築が禁じられました。喬木村誌では河川法によつてと記されておりますが、河川法は明治二十九年に制定された法律ですから、これは大劔が余りにも突出した特異な形をしていて、天竜川の流れを妨げるものとして県が禁じてきたものと思われまゝ。そのため新設することは勿論ですが、手入れをしたり部分取替えをすることもできなかったのでしょう。劔の材料はもともとが材木・竹・藤づるですからたちまち腐朽してきます。

明治十四年夏の出水で劔の基部が破壊され、州土手は崩され、伊久間前はわずか残つたのみで、大部分は流失して河原となつてしまいました。明治十五年の九月末から十月の始めにかけて大雨、そして大洪水となり劔の流失ばかりでなく耕地も大被害を受けました。村中総出で復旧につとめ、一息ついた明治十八年七月に大洪水が襲いかかつて

きたのです。それにより国役土手の大半は崩壊流失してしまいました。矢張り伊久間は大刳によって守られていたのです。これが崩れればその耕地は守れないと云うことを、如実に示したものでした。

喬木村誌に、役場保管の明治二十年頃の伊久間堤防図が掲載されています。それを見ますと小川川の河口部より対岸に向っていた大刳は影もなく、一面の河原になっていて、その先端部等に三段の聖牛が書かれています。これは明治十八年の流失後区民総出で応急水防工事を行いましたから、その時に入れられたものと思われれます。それでも本流は大きく上郷側に寄り矢崎に向っております。又国役土手は大半が流され、残った土手の上に古松が画かれています。

県ではこの被害に対して、地元寄付金八百円の条件をつけて、新式護岸堤防工事をするに示して内示をしてきました。伊久間としてはとても八百円は負担できないということで、これを返上しました。県ではこの計画を同じように被害が出ていた、川路村に振り向けて施行したと云います。

その頃丁度帰村していた、天下の糸平の番頭をつとめていた伊久間出身の吉澤定治郎がこのことを聞き、自ら進んで地元請負人となって、明治二十二年九月に県知事に對

して千二百円の寄付金をもって、延長百七十五間の石堤新設工事の願を提出しました。その後この願いの却下等曲折はありましたが、明治二十三年着工、明治三十二年石堤完成の祝賀会、最終完成は明治三十五年でした。工事着手より足かけ十三年間かかりました。その間これに關係して努力された人々の苦勞は、並大抵のものではなかったと思われれます。

しかし、新しく築かれた堤防の位置は、昔の国役土手よりはるか後にさがり、大土手のところになったと云われます。それだけ伊久間の耕地は減少しました。これも天竜川の流れをよくするためには、仕方のない措置だったのでしょう。対岸の上郷堤防は江戸期よりずっと前に出て、以前の天竜川の本流のところに築かれ、その結果新田も広く開かれました。一つの政治の変革は村の境を変え、村人の生活を変えてゆくことをつくづくと感じさせられます。

六 おわりに

慶長以来明治の初めまで、伊久間村は天竜川の流れと闘ってきたと云うことができます。本格的な伊久間堤防が築かれて以来、村方水田の七割が流失したと云うような大災

害は受けなくなりました。

長い間に、天竜川の流れも幾度か変りました。お話した中に資料上からして私の推定と云うか、こうであったであろうと云うように判断した所が幾ヶ所かあります。これについては、後になって識者の方々の研究により、訂正される時もあるかと思えますし、又それを望んでいます。

これからはもう天竜川の流れが、大きく変ることはないでしょう。天竜川下りの舟に乗り、天竜の波の間に伊久間堤防を、そして伊久間の家々を、山を眺めるとき、そのふもとの墓に眠っている当時の村人の、営々として川除に励んでいる姿がまぶたに浮びます。現在まで三百八十年余、長い長い道のりであったのだと、つくづく感じさせられます。

主な参考資料

内務省第一土木監督署 天竜川流域調査書

明治三十一年頃

上条宏之 「天竜川流域調査書」の作成事情と特色について

昭和六十年三月

長野県史刊行会

近世史料編南信地方第四卷(二)

昭和五十七年七月・五十八年三月

〃

考古資料編 昭和五十八年三月

信濃史料刊行会

信濃史料第一巻 昭和三十一年三月

信濃毎日新聞社

年表 信濃の歩み 昭和四十一年十一月

喬木村誌刊行会

喬木村誌 昭和五十四年五月

豊丘村誌刊行会

豊丘村誌 昭和五十年十二月

大島村役場

大島村史 昭和三十一年八月

下久堅村誌刊行会

下久堅村誌 昭和四十八年二月

海津町役場

海津町史・高須藩職録名譜

昭和五十五年三月

代田豊太郎

共編

川路村水防史 昭和十一年五月 川路村

牧内 武司

水害予防組合

村沢武夫

増補伊那谷の災害と凶作

昭和五十八年十月

(南)北原技術事務所

上伊那誌刊行会 上伊那誌 昭和四十年十月

復刻版 上伊那郡史 昭和四十八年 名著出版

松沢武 伊久間地名考 一九八四年十一月 「伊那」誌上

〃 伊久間村百姓の天竜川との闘い

一九八五年四・五月「伊那」誌上

松沢氏文書 下伊那郡喬木村伊久間 松沢重三氏蔵

称宜屋文書 下伊那郡喬木村伊久間 牧内好心氏蔵

日本歴史地名大系 長野県の地名 一九七九年十二月

平凡社

日本人名辞典 昭和二十八年九月 平凡社

藩翰譜 昭和四十二年十月 人物往来社

伊那史料叢書刊行会 伊那神社佛閣記 昭和八年九月

名古屋叢書 名古屋中央図書館蔵

森島輝雄氏よりの聞きとり 岐阜県海津町高須

昭和六十年九月

伊久間地先における天竜川の変遷

年 表

年号	西暦	事項
天正一九	一五九一	太閤検地行わる。伊久間村高四百八十九石三斗二升四合四勺。
慶長六	一六〇一	小笠原氏領となる。伊久間村高四百八十九石三斗二升四合四勺。
〃一八	一六一三	小笠原氏松本へ移封、家康の蔵入地となる。
〃一九	一六一四	八月洪水 昨年の洪水を含め元和三年の村高減の原因と思わる。
元和三	一六一七	脇坂氏領となる。伊久間村高四百二十六石三升四合一勺。
寛永一二	一六三五	大洪水 虎岩村では二百七十石分の田地流失。
〃一三	一六三六	伊久間村で川除が行われたこと、平澤氏文書により初めて現わる。
〃二〇	一六四三	伊久間村高四百八十八石六斗八升五合三勺（年貢帖吉澤文書）。
正保二	一六四五	伊久間村高四百二十六石三升四合一勺に減少す。以後新田開発行わる。
承応元	一六五二	六月出水 下川路村で被害甚大。
万治三	一六六〇	四月十九日より二十七日まで天竜川大洪水。
寛文一〇	一六七〇	夏洪水 寛文年中の洪水により虎岩村で三百石分の田地流失。
〃一二	一六七二	脇坂氏竜野に移封、天領支配に入る。この時の伊久間村高四百七十五斗五升八合 新田分百四石三升四合（御年貢割松澤文書）この村高は天領支配の間は変化なし。
天和元	一六八一	松平義行領となる。伊久間村高五百七十五石九斗一升五合。以後川除に聖牛本格使用と思わる。

天和	三	一六八三	大洪水 元禄二年の検地の時村高減の原因と思われる。
元禄	二	一六八九	元禄検地 伊久間村高五百二十五石四斗七合（御検地名寄帖吉澤文書）。
〃	一三	一七〇〇	松平氏高井・水内に代り一万五千石分を高須に賜わる。本拠を高須に定む 以後高須藩と云う。
正徳	五	一七一五	六月大洪水（未満水）伊久間水田水没し山崩れありと伝う。初代藩主松平義行薨す その後伊久間村に位牌堂建る（通称無量庵と云う）。松澤伊左衛門御位牌堂に本尊阿弥陀如来像を奇進。
享保	四	一七一九	八月十五日大洪水（亥の年の洪水）。
〃	一六	一七三一	四、八、九月に洪水（亥の川欠と云う）。
元文	三	一七三八	五月十九日天竜満水。島田村に切込み、弁天川論起る。江戸評定所に持込まる。評定所実地検分。
〃	四	一七三九	正月台命により高須藩主松平義淳尾張家を継ぐ。二男義敏松平家を継ぐ。江戸評定所出頭に当り関係三ヶ村に対し代官所より費用の貸出あり。六月九日藩主義敏領見廻り及び弁天の検分。
延享	二	一七四五	七月二日裁許あり高須領三ヶ村完全敗訴。十一月代官所に対し公事多用付申掛金免除願提出す。
〃	三	一七四六	八月出水。代官所指示の川除普請。この頃吉澤作右衛門独力により大土手の築造を行う。
寛延	二	一七四九	伊久間村川除普請 五月作右衛門より庄屋伊左衛門他連判の上代官所宛金八十両貸出し願ひ提出。
〃	三	一七五〇	竹佐代官所による春秋二回の築堤工事行わる。
宝暦	五	一七五五	この年より宝暦七年まで毎年三月約八年に亘り川除普請行わる。伊久間村借金累積す。
〃	六	一七五六	五、八月雨続 夏天竜川洪水（亥年洪水）。
〃	七	一七五七	この年の伊久間村高五百七十八石九斗一升一合（子年免定松澤文書）。
明和	八	一七七一	五月出水 伊久間村方七割流失の被害受く。急破普請 十月又出水川除普請 伊久間村の借金累積額数百両に及んだと云う。藩主義敏の決断により藩肩替り貢米返済となる。
〃	一一	一七六一	六月二十四日尾張中納言宗勝薨享年五十七才 伊久間御位牌堂（無量庵）に祀る。
〃	一四	一七七二	四月三十日松平義敏薨享年四十才 伊久間御位牌堂（無量庵）に祀る。

天明年中	一七八一	凶作なるも大きな洪水なし。
寛政元	一七八九	六月天竜川大洪水（西の満水）島田村割石堤防流失。
文化元	一八〇四	八月大洪水（子の満水）。
〃	一八〇七	六月大洪水欠漬甚し。
〃	一八〇八	六月二十二日大洪水 天竜沿岸被害甚し。高須藩幕府に七ヶ村の国役普請願出し、十二月検分認可さる。
〃	一八〇九	伊久間村国役普請 四月に始り六月に完成す。
文政一〇	一八二七	七月大満水。
〃	一八二八	七月大満水（子の満水）天竜沿岸の村々川除流失。高須藩は再び国役普請願出し、伊久間村を含めて認可 再国役普請行わる（高須藩領で七千三百両余）。
天保九	一八三八	四月大雨洪水 幕府洪水奉行伊那一円を視察。
〃	一八四二	高須領四十六ヶ村に一石に付一両の高役金申付らる。庄屋連名にて免除願いを出す。
嘉永三	一八五〇	六、七、八月大満水 伊久間川除被害あり。
〃	一八五一	代官所による小川端築堤行わる。大刎の補強充実。山田新田この頃より開かる。
安政二	一八五五	小川端開田吉澤作右衛門により行わる。高須領七ヶ村連名にて国役金免除願いを代官所に提出
〃	一八五七	四、五、八月大洪水 五月十八日伊久間川除流失被害 復旧普請を行う。
〃	一八五九	五月大洪水 文化四年以来の大洪水と云う。
万延元	一八六〇	五月大洪水 伊久間前流失。
慶応元	一八六五	五、六月大洪水 正徳の未満水以来百五十年目の大満水と云う。
〃	一八六七	十二月 伊久間村川除普請。

慶応 四	一八六八	五月大満水 七月大洪水（辰の満水）。 九月八日より明治と改元。
明治 二	一八六九	各藩版籍奉還 伊久間は名古屋藩管轄に入る。
〃 三	一八七〇	九月大洪水 天竜荒れる 沿岸の村々の川除流失。
〃 四	一八七一	三月二十五日伊久間大火、村の三分の二を焼失。 伊那県より筑摩県の管轄となる。
〃 九	一八七六	府県の統合行われ長野県となる。 伊久間大刳の新設・改修等を禁ぜらる。
〃 一四	一八八一	大洪水 小川渡橋改修 伊久間大刳破壊 伊久間前流失。
〃 一五	一八八二	九月末より十月初め大雨洪水、伊久間大刳及び伊久間前流失。
〃 一八	一八八五	七月大洪水 伊久間大刳及び国役土手流失。 区民総出復旧工事 県築堤計画負担重く返上す。
〃 二〇	一八八七	山吹村隣政寺（山ノ寺）火災 無量庵本尊阿弥陀如来像を法運寺より隣政寺に移す。
〃 二二	一八八九	千二百円の地元寄付金による石堤工事認可願いを県に提出。 県よりこの件却下さる。
〃 二三	一八九〇	五月一部認可 伊久間堤防工事始まる。
〃 二八	一八九五	伊久間法運寺火災 無量庵より移されていた松平義行、尾張宗勝、松平義敏の御位牌焼失す。
〃 三二	一八九九	九月伊久間堤防完成祝賀会開催さる。
〃 三五	一九〇二	伊久間堤防工事完成。

(註一) 伊久間村石高調一覽

- 一 京極時代 文祿二(一五九三)〜慶長五(一六〇〇)
中四百八十九石三斗二升四合四勺 天正十九年(一五九
一) (信州伊那郡青表紙繩帖) 別に太閤検地高四百八
十八石六斗余とした史料もある。
- 二 小笠原時代 慶長六(一六〇一)〜慶長一八(一六一
三) 続いて家康蔵入地となる。元和三(一六一七)中
四百八十九石三斗二升四合四勺 慶長六年(一六〇一)
(信州伊那郡青表紙繩帖)
- 三 脇坂時代 元和三(一六一七)〜寛文二二(一六七二)
四百二十六石三升四合一勺 元和三年(一六一七) (領
内村々定物成帖)
- 四百二十六石三升四合一勺 寛永検地
四百八十八石六斗八升五合三勺 寛永二十年(一六四三)
(寛永二十年々貢帖) 伊久間吉澤氏文書
四百二十六石三升四合一勺 正保二年(一六四五) (信

州伊那郡青表紙高御料私料支配知行付)

- 四 天領時代 寛文一二(一六七二)〜延宝八(一六八〇)
四百七十五石五斗五升八合、新田百四石三升四合 寛文十
二年(一六七二) (飯田廻伊久間村子之御年貢割) 伊久
間松澤氏文書
四百七十五石五斗五升八合、新田百四石三升四合、延宝二
年(一六七四) (信州伊那郡伊久間村当寅之歳可納割付
之事) 伊久間松澤氏文書
四百七十五石五斗五升八合、新田百四石三升四合 延宝三
年(一六七五) (信州伊那郡伊久間村当卯御歳可納割付
之事) 伊久間松澤氏文書
四百七十五石五斗五升八合、新田百四石三升四合 延宝
五年(一六七七) (信州伊那郡伊久間村己御成ケ可納割
付事) 伊久間吉澤氏文書
四百七十五石五斗五升八合、新田百四石三升四合 延宝八
年(一六八〇) (信州伊那郡伊久間村申之御成ケ可納割
付之事) 伊久間澤柳氏文書
- 五 松平時代 天和元(一六八一)〜廃藩まで
五百七十五石九斗一升五合 天和元年(一六八一) (御
領分村々の覚)
五百七十五石五斗九升二合 天和二年(一六八二) (伊

久間村家並帖（伊久間吉澤氏文書）

五百二十五石四斗七合 元祿二年（一六八九）（伊久間

村田畑御檢地名寄帖）伊久間吉澤氏文書）

五百七十五石九斗一升一合 享保十二年（一七二七）（伊

久間村未之年免定）伊久間吉澤氏文書）

五百七十八石九斗一升一合 宝曆六年（一七五六）（伊

久間村子年免定）伊久間松澤氏文書）

五百七十五石九斗一升一合 寛政五年（一七九三）（竹

佐廻村々免相積帖）

五百七十五石九斗一升一合 文政十年（一八二七）（江

戸屋敷詰役夫改定触）

四百八十八石七斗五升六合 天保十三年（一八四二）（領

内村々御用金難洪高調並免除願）竹佐久保田氏文書）

高須藩（松平氏）の廢藩までの伊久間村基本石高は、五

百七十五石九斗一升一合であつた。

（註二）大聖牛仕様（明治二年御立會普請）

（川路村水防史）

1. 覆木一 長さ七間半 末口七寸
2. 桁木一 長さ七間 末口四寸
3. 合掌一四組 五間二本 四間半二本 四間二本
三間半二本 末口六寸
4. 中堅柱一七本 四間二本 三間半二本 三間二本
二間半一本 末口五寸 右水中浅深に随ひ長短有之
候事
5. 梁木一四本 長さ三間 末口五寸
6. 堅棚木一二十四本 長さ三間 末口三寸但二本継用ふ
7. 横棚木一十一本 長さ三間 末口三寸 （二重棚分）
8. 梁木一三本 長さ三間 末口五寸
9. 堅棚木一二十五本 長さ四間 末口四寸
10. 横棚木一八本 長さ三間 末口三寸
11. からみ竹一七百五十本 からみ藤一二十五本
12. 中入籠一十棚分 三間一本鼻 八本一ノ間 八本二ノ間
六本三ノ間 後一本 但し差し二尺
二棚分一三間一本鼻 十三本一ノ間 九本二ノ間
一本後 （以上大聖牛一組分 但し松材）

(註三) 各村川除聖牛に対する下付基準

(長野県史ノ高須原田氏文書)

聖牛耆組ニ付	代銀六十六匁也	上新井村
同 耆組ニ付	代銀六十六匁也	古町村
同断ニ付	代銀六十七匁五分	供の村
同断ニ付	代銀百五匁	伊久間村
小聖牛耆組ニ付	代銀三十九匁	同村
大猪子耆組ニ付	代銀四匁八分	同村
聖牛耆組ニ付	代銀九十匁	虎岩村
小聖牛耆組ニ付	代銀三十三匁	同村
聖牛耆組ニ付	代銀九十一匁	知久平村
同 耆組ニ付	代銀六十七匁五分	下川路村

松沢 武 (まつざわたけし)

大正13年下伊那郡喬木村伊久間に生まれる。

旧制東京高等農林学校獣医学科卒

昭和27年より県内高校教師

昭和59年退職後、地方史、特に天竜川の治水史を研究している。

昭和61年7月10日 発行

企画 発行	建設省中部地方建設局 天竜川上流工事事務所	長野県駒ヶ根市上穂南7-10 〒399-41 ☎0265-82-3251
著者	松 沢 武	長野県南安曇郡豊科町本村 〒399-82 ☎0263-73-2081
編集	(有)北原技術事務所	長野県南安曇郡豊科町高家5279 〒399-82 ☎0263-72-6061
印刷	双葉印刷(有)	長野県松本市城東2-2-6 〒390 ☎0263-32-2263

表紙：レザック・つむぎ(こうぞ) 本文：書籍用紙70kg 本文：9ポ